

第3章

分野別に見た外交



第1節

国際社会の平和と安定に向けた取組

1. 日本の安全保障政策

今日の国際的な安全保障環境は冷戦時代に比べ質的に変化しており、大国同士による紛争の蓋然性^{がいぜん}が低下する一方、地域紛争が増加し、大量破壊兵器やミサイルの拡散、インドのムンバイにおける連続テロ事件に見られるような国際テロや海賊事案の増加、さらには、貧困、環境、難民、麻薬、感染症といった地球規模の問題などの脅威も増大している。こうした中で、日本がその領土を保全し、国民の生命・財産を保護し、持続的な繁栄・発展を確保するためには、伝統的脅威のみならず、非伝統的脅威への対応も含めた、多面的な安全保障政策が求められる。具体的には、適切な防衛力の整備、日米安保体制の維持・強化に加え、近隣国との安定した国際関係の増進に向けた外交努力や、国際社会の平和と安定に向けた取組を引き続き積極的に進めていくことが重要である。

このような観点から、日本政府は、2008年、国連スーダン・ミッション（UNMIS）司令部への自衛官派遣を含む国連平和維持活動（PKO）への参加、インド洋における海上自衛隊による補給支援活動の再開、イラクにおける航空自衛隊による輸送支援

活動の成功裡^りの活動終了に加え、G8サミット議長国として平和構築、軍縮・不拡散、国際テロや国際組織犯罪といった諸課題にも積極的に取り組んだ。

今日、日本として引き続き取り組むことが求められているソマリア沖・アデン湾を含む海上交通の安全の確保は、まさに国家の存立・繁栄に直結する問題である。日本国民の生命及び財産の保護の観点から、沿岸国の海上取締り能力の強化や人材育成などへの協力のみならず、日本自身の海賊対策についても、新たな法整備の検討を進めるとともに、できることから早急に措置を講じていく。

また、日本は10月に国連安保理非常任理事国に当選した。国際社会の平和と安定があつてこそ、日本の国益も最大化されることから、引き続き、安保理改革及び日本の常任理事国入りの早期実現に向け積極的に取り組む。

国際社会が山積する困難を抱えている現在、日本は、以上の取組を一層拡充しつつ、積極的・主体的な安全保障政策を展開していく。

2. 日米安全保障体制

【総 論】

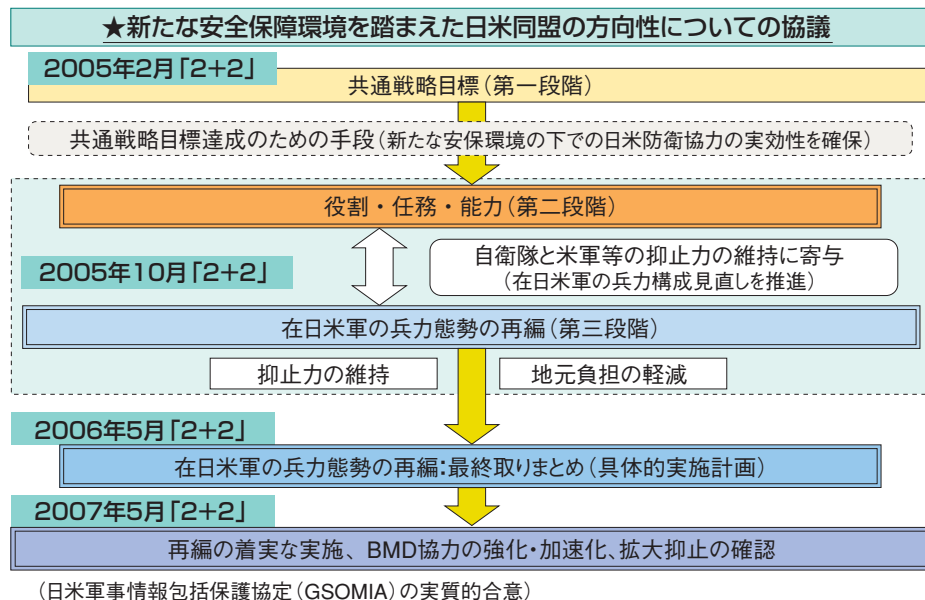
日米安全保障体制は、戦後、アジア太平洋地域における安定と発展のための基本的な枠組みとして有効に機能し、日本及び極東に平和と繁栄をもたらしてきた。同時に、北朝鮮の弾道ミサイル及び核問題が示すとおり、アジア太平洋地域には、冷戦終結後も朝鮮半島や台湾海峡をめぐる情勢等、不安定な要素が依然存在している。このような状況において、日本及び地域の平和と安全を確保するために、同盟国である米国と日米安保体制を一層強化していくことは重要な課題である。

日米両政府は、在日米軍の再編を含め、

日米安保体制を一層強化するための各種協議を続けてきている。また、米国の対日防衛義務を果たす約束が揺るぎないものであることは、累次の機会に確認されている。

オバマ大統領が米国大統領選挙に当選した直後に行われた日米電話会談では、麻生総理大臣から祝意を伝えるとともに、日米同盟の強化が日本外交の第一原則であり、国際社会が直面する諸課題について日米で緊密に連携していきたい旨述べたのに対し、オバマ大統領も、そのような課題に共に取り組み、同盟を強化していきたい旨応じた。

日米協議の全体像



【各 論】

（1）在日米軍の兵力態勢の再編等

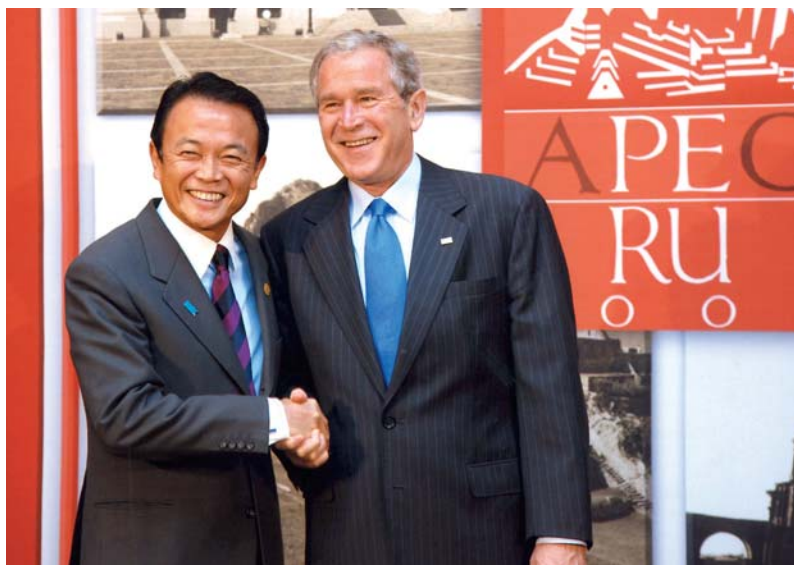
冷戦終結以降、国際テロ、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散など、新たな脅威が顕著化している。米国は新たな安全保障環境における課題に対処するため、軍事技術の進展を活用し、より機動性の高い態勢を実現することを目標に、米軍の全世界的な軍事態勢の見直しを行っており、日本を含めた同盟国、友好国等と緊密に協議している。

2006年5月に発表した在日米軍の兵力態勢再編の具体的施策を実施するための計画（「再編の実施のための日米ロードマップ」）について、2007年5月の日米安全保障協議委員会（以下、「2+2」会合）において進ちょくを確認するとともに、日米合意に従った着実な実施の重要性を確認した。この「ロードマップ」に基づいた在日米軍再

編の着実な実施の重要性は、2008年11月の麻生総理大臣とブッシュ大統領との間の会談でも再確認された。

また、原子力空母ジョージ・ワシントンが横須賀基地を中心に展開していた通常型空母キティホークと交替し、2008年9月に横須賀に入港した。入港式典では、強固な日米同盟への米国のコミットメントを象徴的に示すものとして、同空母の西太平洋に

おける前方展開を歓迎する旨の中曽根外務大臣のメッセージが表明された。日本周辺に米海軍の強固なプレゼンスが引き続き維持されることは、日本の安全及び地域における平和と安全の維持に寄与するものであり、日本政府として、地元の理解を得つつ、引き続き安全と安心の確保のために米側及び地元と緊密に協力していく考えである。



ブッシュ米大統領（右）と会談する麻生総理大臣（左）
（11月22日、ペルー・リマ 写真提供：内閣広報室）

(2) 弾道ミサイル防衛（BMD）

BMDシステムは、弾道ミサイル攻撃から日本国民の生命・財産を守るための純粋に防御的ではかに代替手段のない唯一の手段である。日本としては、北朝鮮による弾道ミサイル発射（2006年7月）及び核実験（同年10月）等の動きも踏まえ、米国との緊密な連携の下に、BMD協力にかかわる取組を強化・加速化することを通じて、日米安保体制の抑止力及び信頼性を一層向上させることが喫緊の課題となっている。

日本政府は2003年12月にBMDシステムの整備を決定して以来、政策・運用・研究開発等のあらゆる面で米国との協力を図りつつ、その着実な整備に努めてきている。2007年5月の「2＋2」会合で議論された、BMD運用・関連情報を直接、相互、リア

ルタイム及び常時共有するなど運用協力の強化、長距離型監視用レーダー（Xバンド・レーダー）及びペトリオット・ミサイル（PAC-3）の配備・運用、イージス艦搭載型迎撃ミサイル（SM-3）の防衛能力の継続的な強化等、BMDシステム能力の向上等については、現在、日米間の協力が進められている。また、2007年から、日本自身の取組として、入間基地等においてPAC-3の展開を順次開始するとともに、2007年12月に日本初となる迎撃能力を有するイージス艦「こんごう」によるSM-3発射試験に成功し、2008年9月にはPAC-3発射試験に成功した。

在日米軍兵力態勢の再編

沖縄の再編案は相互に関連



2014年完成目標

陸自が使用
空自が使用
嘉手納飛行場
キャンプ瑞慶覧
牧港補給地区
普天間飛行場

普天間飛行場

回転翼機の運用
空中給油機KC-130
緊急時の使用

千歳、三沢、百里、小松、築城、新田原
訓練移転：2007年度からの計画を策定

第3海兵機動展開部隊(3MEF)
→機動展開旅団(MEB)に縮小
司令部はグアム等に移転

8,000人の海兵隊員及び9,000人の家族は2014年までにグアムへ移転

移転整備費の負担
(日) 60.9億米ドル
/ 全体102.7億米ドル

嘉手納以南の相当規模の土地の返還が可能に

キャンプ桑江(全)、牧港補給地区(全)、
普天間飛行場(全)、那覇港湾施設(全)、
陸軍貯油施設第一桑江タンク・ファーム(全)、
キャンプ瑞慶覧(部)
(全)→全部、(部)→部分

ローテーションで鹿屋、グアムへ
海兵隊ヘリCH-53Dがグアムへ



恒常的なNLP施設：2009年7月選定目標

Xバンド・レーダーが2006年夏に運用可能に

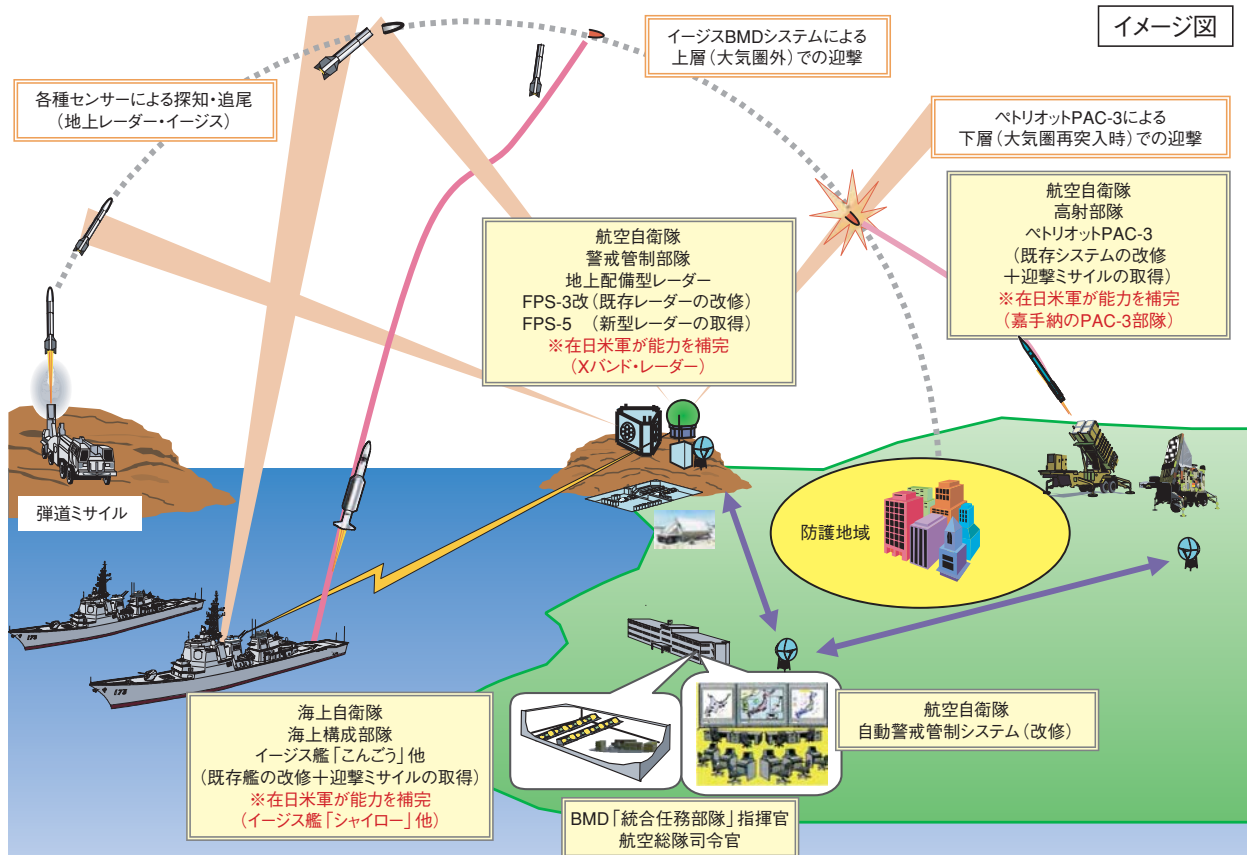


- 空自航空総隊司令部(府中)の移転(2010年度)
- 共同統合運用調整所の設置
- 横田空域の一部の管制業務を2008年9月までに返還
- 空域全体の返還に必要な条件を検討(～2009年度)

キャンプ座間
相模総合補給廠

- 在日米陸軍司令部の改編(2008米会計年度)及び陸自中央即応集団司令部の移転(2012日会計年度)
- 効率的・効果的使用→一部土地の返還、共同使用

日本のBMD整備構想・運用構想



(3) 在日米軍駐留経費負担 (HNS)

日本政府は、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことが重要であるとの観点から、日米地位協定の範囲内で、米軍施設・区域の土地の借料、提供施設整備 (FIP) 費等を負担しているほか、特別協定を締結して、在日米軍の労務費、光熱費及び訓練移転費を負担している。

2008年4月からの3年間を対象とする現行の特別協定 (2008年5月1日に発効) の内容は、①労務費については、現行協定の枠組みを維持し、現行協定と同じ上限労働者数 (23,055人) とする、②光熱費につい

ては、日本側は、2008年度は、2007年度予算額と同額の約253億円に相当する光熱水等を、2009年度及び2010年度については2007年度予算額の水準から1.5%ずつ減額し、約249億円に相当する光熱水等を負担する、③訓練移転費については、現行協定の枠組みを維持する、④米側は、上記の協定対象経費につき、一層の節約努力を行うこととなっている。また、日米両政府は、在日米軍駐留経費負担をより効率的で効果的にするため、包括的な見直しを行うことでも一致した。

(4) 在日米軍の駐留に関する諸問題

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保のためには、在日米軍の活動が施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。特に、在日米軍施設・区域が集中する沖縄県の県民の負担を軽減することが重要であることについては、日米首脳会談、日米外相会談など累次の機会に日米双方が確認している。

日本政府は、沖縄に関する特別行動委員会 (SACO) 最終報告の着実な実施に取り組んできており、2007年5月の「2+2」会合でも、同最終報告の合意事項の実施が継続的に進展していることを評価した。さらに、在日米軍の兵力態勢の再編を通じて、在日米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担軽減に取り組むこととしており、日本政府としては、沖縄に駐留する海兵隊のグアム移転や普天間飛行場の早期移設・返還、嘉手納以南の統合及び土地の返還等により、引き続き沖縄を始めとする地元の負担軽減に努めていく考えである。その一つとして、①駐留軍等の再編の円滑な実施に関

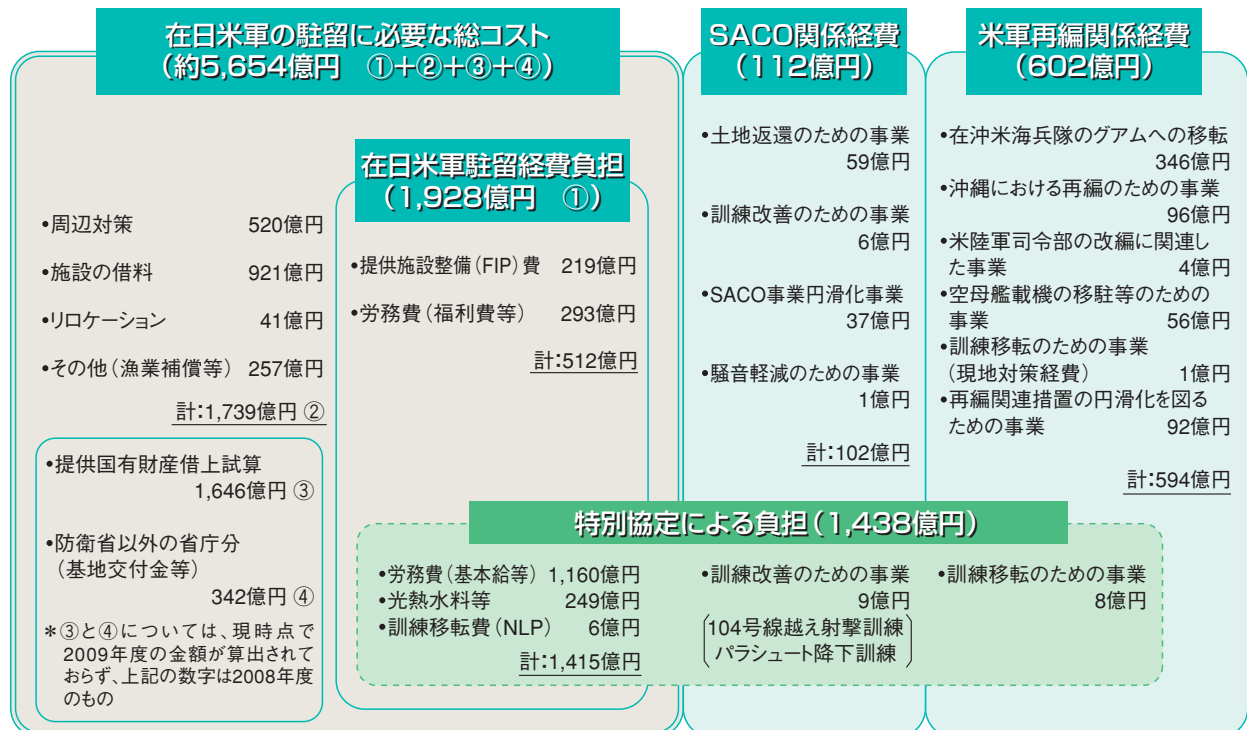
する特別措置法の成立 (2007年5月)、②横田ラブコン (レーダー進入管制業務) の一部の日本側への移管 (2008年9月)、③米軍機の訓練移転の実施 (2008年までに合計13回)、④普天間飛行場代替施設の建設に向けた環境影響評価手続の開始 (2007年8月) 等の取組を行った。

日米地位協定の運用改善についても、国民の目に見える形で一つ一つ成果を上げていくことが重要であるとの考えから、様々な分野において具体的な取組を進めてきている。刑事裁判手続については、1995年の刑事裁判手続に関する日米合同委員会合意により、凶悪な罪を犯して拘禁された米軍人等の身柄引渡しを起訴前に日本側が要請できる仕組みが作られた^(注1)。

また、2007年4月、日米両政府は日米合同委員会において、災害準備及び災害対応のための在日米軍施設・区域への立入りについて合意し、2008年5月には、在日米軍により脱走兵と認定された米軍人に関する通報体制について合意した。

(注1) 最近では2008年3月に横須賀で発生した米軍人による日本人男性殺害事件において被疑者の身柄が迅速に日本側に引き渡された。

在日米軍関係経費（日本側負担の概念図）＜2009年度予算＞



(注1) 特別協定による負担のうち、訓練移転費は、在日米軍駐留経費負担に含まれるものとSACO関係経費及び米軍再編関係経費に含まれるものがある。

(注2) SACO関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費であり、米軍再編関係経費とは、米軍再編事業のうち地元負担の軽減に資する措置に係る経費である。一方、在日米軍駐留経費負担は、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことは極めて重要との観点から日本が自主的な努力を払ってきたものであり、前二者とは性格が異なるため、区別して整理している。

(注3) 在日米軍の駐留に必要な総コストの額には、試算額や推計額等が含まれている。

(注4) 個々の要素に係る数字は億円単位で四捨五入したものであり、その合計数は符号しないことがある。



米海軍横須賀基地に向かう原子力空母ジョージ・ワシントン（9月25日、神奈川県 写真提供：時事通信社）

3. テロの防止、根絶のための取組

【総 論】

国際社会は2001年9月11日の米国同時多発テロ事件以降、テロ対策を最優先課題の一つと位置付け、国連やG8など多数国間の枠組み、ASEAN、APEC、ASEMなど地域的な協力、二国間協力など様々な場において、テロ対策の強化を進展させてきた。

国際社会による「テロとの闘い」により、国際テロ組織「アル・カーイダ」及び関連団体の指導部の能力は減退してきているものの、その勢力は依然としてあなどれない。また、同組織の思想、手法の影響を受けた各地の過激派組織等による脅威は今日に至っても高い。2008年も、世界各地で多くのテロ事件が発生しており、日本国民に対しても、国際テロの脅威は及んでいる（図表「2008年に発生したテロ事件の例」を参照）。テロは国家及び国民の安全の確保の問題の

みならず、投資・観光・貿易等に対する影響を通じ、我々の経済生活にも重大な影響を与える問題である。日本はいかなる理由をもってしてもテロを正当化することはできず、断じて容認することはできないとの基本的立場である。旧テロ対策特別措置法（2001年）に基づいて実施していた活動は、同法の失効により一時中断したが、1月に成立した補給支援特措法により再開された。さらに、12月、同法を1年間延長する改正法が成立した。日本は、テロ対策を自らの問題ととらえ、他国に対する支援や国際的な法的枠組みの強化を始めとする多岐にわたる分野で、引き続き国際社会と協力して積極的にテロ対策を強化していく考えである。

【各 論】

(1) 国際社会のテロ対策の取組の進展

2008年を通じ、国際社会はこれまでに達成された成果を基礎に、多数国間及び地域的なレベルでの協力を推進し、国際テロ対策を一層強化してきた。

G8北海道洞爺湖サミットでは、「テロ対策に関するG8首脳声明」を採択し、テロ対策能力向上を必要とする国への支援、過激化対策等に取り組むための努力、アフガニスタン・パキスタン国境地域対策等の重要性を強調した。

9月の国連総会では、「国連グローバル・テロ対策戦略」^(注1)の実施に関する会合を行い、加盟国はそれぞれの戦略の実施状況につき報告した。同会合では、戦略の

実施における加盟国の責任やテロ対策における国際協力促進の必要性を再確認し、国連テロ対策実施タスクフォースの組織化を事務総長に要請する決議を採択した。

そのほか、テロ資金対策分野では金融活動作業部会（FATF）^(注2)が、またテロ対処能力向上支援に関してはテロ対策行動グループ（CTAG）^(注3)が活動を展開するなど、様々な分野でテロを予防・根絶するための多数国間協力が進められている。

地域レベルでは、2月に、インドネシアにて第6回「テロ対策及び国境を越える犯罪に関するARF会期間会合（ISM）」が開催され、地域における対テロ協力、テロ対

（注1）2006年9月、国連総会第99回本会議において全会一致で採択。「テロとの闘い」における国連の能力強化のための具体的かつ実践的なテロ対策措置を包括的にまとめたもの。

（注2）1989年のG8アルシュ・サミットにおいて、国際的な資金洗浄対策の推進を目的に招集された国際的な枠組みで、日本を含め、経済協力開発機構（OECD）加盟国を中心に32か国・地域及び2国際機関が参加。現在では、テロ資金対策についても指導的役割を果たしている。

（注3）2003年6月のG8エビアン・サミットにおいて採択された「テロと闘うための国際的な政治的意思及び能力の向上G8行動計画」により創設が決定され、その主たる目的は、テロ対策のための能力向上支援に関する要請の分析や需要の優先付け及びこれらの被援助国におけるCTAGメンバーによる調整会合の開催。2008年12月までに計15回開催されている。

策への社会の参画等につき議論を行った。ASEMでは、4月、マドリードにて第6回「ASEMテロ対策会議」が開催され、テロ対処能力向上支援、国連の役割、過激化対策等について議論が行われた。11月、ペルーで開催された第16回APEC首脳会議の共同声明では、「テロ行為は、いかなる大義、

争い、抑圧、貧困によっても弁解されず、正当化され得ない」とされ、APEC閣僚と実務者に対し、地域の経済、貿易、投資及び金融システムをテロリストの攻撃と侵害及び貿易由来の資金洗浄（マネー・ロンダリング）から守り続けるよう呼び掛けた。

(2) 日本のテロ対策の取組

イ 旧テロ対策特別措置法^(注4)及び補給支援特措法に基づく取組

2001年の9.11同時多発テロを受けて、米国や英国を始めとする諸外国は、「不朽の自由」作戦（OEF：Operation Enduring Freedom）^(注5)の下、アフガニスタン国内においてアル・カーイダ等のテロリスト掃討作戦を行い、また、インド洋において海上阻止活動^(注6)を行ってきている。

日本は、2001年12月以降、旧テロ対策特別措置法に基づく協力支援活動として、この海上阻止活動に参加する各国艦船に対し、海上自衛隊による燃料等の補給支援を実施してきた。海上自衛隊による補給支援は、諸外国の軍隊等がこのような海上阻止活動を行う上での重要な基盤となり作戦効率向上に大きく寄与してきた。2007年11月1日、旧テロ対策特措法の失効に伴い、6年続いた活動は一時的に中断を余儀なくされたが、2008年1月、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（補給支援特措法）が約100時間に上る国会での審議を経て可決され、海上自衛隊の艦船は再びインド洋に向けて出発した。さらに、政府はインド洋における自衛隊の補給支援活動を継続するため、同法を1年間延長する改正法案を2008年秋の臨時国会に

提出し、同年12月、同改正法は成立した。

ロ インド洋における補給支援活動の意義

インド洋における自衛隊の補給支援活動は、日本自身の国益のために行ってきた活動である。アフガニスタンでは、約40か国もの国々が尊い犠牲を出しながらも国際的なテロリズムの防止・根絶に向けた取組を強化している。海上阻止活動のために補給艦を提供し、長期間にわたり安定的に補給活動を実施できる能力を有する国は限られる中、日本の高い技術と能力があればこそ効果的に実施できる補給支援活動は、日本の特長を最大限いかしたものである。このような日本の補給支援活動に対して、アフガニスタンを含め、各国や国連から高い評価が示されている。また、結果として、海上阻止活動は、中東地域に輸入原油の約9割を依存する日本にとって重要なインド洋における海上交通の安全確保にも役立っている。

国際社会において国益を実現するためには、まず国際的な責任を果たすことが不可欠である。日本は憲法上の制約を抱える中で、湾岸戦争以来15年かけて積み上げてきた努力で勝ち得た国際社会の信頼の重みも十分に考え、引き続き国際的なテロリズムの防止・根絶に向けた取組に積極的に貢献

（注4）2001年9月11日の米国同時多発テロが国連安保理決議第1368号で「国際の平和と安全に対する脅威」と認められたことなどを踏まえ、日本が「国際的なテロの防止・根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与することを目的として制定。2001年10月29日成立、11月2日に公布・施行。

（注5）米国、英国等が、2001年9月11日の米国同時多発テロに関与したとされたアル・カーイダ及びそれを支援しているタリバーン政権に対して、米国等への更なる攻撃を防止し、阻止するための活動として開始。2001年10月7日、アフガニスタンにあるアル・カーイダのテロリストの訓練施設やタリバーンの軍事施設への攻撃等の行動を開始した。

（注6）海上阻止活動とは、テロリストの移動や武器、麻薬等の関連物資の移動を阻止・抑止するために、インド洋を航行する不審船舶等に対し無線照会や乗船検査等を行う活動であり、テロリストにこの海域を自由にさせないために極めて重要な役割を果たしてきた。この活動がテロリストや関連物資の移動、資金調達等の制約要因になることによって、アフガニスタンの治安・テロ対策や復興支援の円滑な実施を下支えしている。

することにより日本の国益を実現していく 方針をとっている。

日本の補給支援特措法の延長成立に対する各国の評価



▶ カルザイ大統領

カルザイ大統領は、日本国民に対し、テロと闘う国際部隊への支援継続に感謝の意を述べた。
(2008年12月12日、大統領府報道発表)



▶ 潘基文事務総長

事務総長は、アフガニスタンにおける国際活動を支援する日本の取組を更に1年間継続することを可能とする補給支援特別措置法が、12月12日、日本の国会で可決されたことを歓迎する。
(2008年12月12日、声明)



▶ パキスタン外務省

パキスタンは、インド洋における「不朽の自由」作戦に従事する艦船への補給支援を継続するとの日本の国会の決定を歓迎する。日本の支援の継続は、「テロとの闘い」を継続するパキスタンの決意への日本の信頼を示している。
(2009年1月12日、声明)



▶ クリントン国務長官

「不朽の自由」作戦への日本の支援に対して感謝したい。日本の補給支援活動はアフガニスタンにおける有志連合の任務の成功にとって非常に重要なものである。
(2009年2月17日、日米外相会談共同記者会見)

ハ その他（人材育成、能力向上など）

国際テロの防止・根絶には、幅広い分野で国際社会が一致団結し、息の長い取組を継続することが重要である。

日本は、G8等におけるテロ対策の議論に積極的に参画している。同時に、テロリストに対する制裁措置を定める国連安保理決議を誠実に履行し、外国為替及び外国貿易法（外為法）^{がいため}に基づいて、アル・カーイダ、タリバーン関係者等に対し、資産凍結措置を実施している。また、2006年に改正された出入国管理及び難民認定法に基づき、テロリスト等を退去強制措置の対象としている。

国際的なテロ対策協力として、開発途上国等に対する能力向上支援を重視しており、東南アジア地域を重点として、政府開発援助（ODA）も活用した支援を継続・強化している。具体的には、①出入国管理、②航空保安、③港湾・海上保安、④税関協力、⑤輸出管理、⑥法執行協力、⑦テロ資金対策、⑧CBRN（化学、生物、放射性物質、核）テロ対策^{（注7）}、⑨テロ防止関連諸条約^{（注8）}等の分野で技術協力や機材供与等の支援を実施している。

また、開発途上国によるテロ・海賊等の治安対策への支援を一層強化することを目的として2006年度に新設したテロ対策等治安無償資金協力の枠組みを通じて、1月、マレーシアの海上保安能力強化のための無償資金協力を決定し、交換公文（E/N）を署名した。さらに、6月にはインドネシアの港湾保安強化、10月、ベトナムの港湾税関機能強化、11月、インドネシアの船舶航行安全強化のための無償資金協力をそれぞれ決定し、交換公文（E/N）を署名した。

テロ対策に関し、関係国・機関とテロ情勢やテロ対策協力について協議・意見交換を行っており、ASEANとの間では、10月にラオスで第3回日・ASEANテロ対策対話^{（注9）}を開催した。また、9月にソウルにおいて韓国との二国間テロ協議を行い、10月にはワシントンで日米豪テロ対策協議を行った。

核物質や放射線源を用いたテロ（核テロ）は、2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、国際社会全体として取り組むべき新たな課題として注目されている。核テロを防止するための核セキュリティ強化については、国際原子力機関（IAEA）や国連等

（注7） 2008年5月には、マレーシアにおいて「生物テロ対策に係る日米豪ワークショップ」を開催。参加各国からの政府関係者及び研究者から個別事例の紹介が行われ、生物テロ対策における知見の蓄積と地域における情報共有の重要性について議論が行われるとともに、生物テロ対策における関係機関間の連携に関する机上演習を行った。

（注8） 13本のテロ防止関連条約については、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/kyoryoku_04.htmlを参照。日本は13本すべてのテロ防止関連条約を締結している。

（注9） 2005年12月の日・ASEAN首脳会議での決定を受け、ASEAN全体との間でテロ対策を正面から取り上げ、協力の方途について意見交換を行うことを目的として、第1回日・ASEANテロ対策対話を2006年6月に東京にて開催。第2回対話は2007年9月にクアラルンプールにて開催。大量交通機関保安、国境・出入国管理、ASEANテロ防止条約履行支援等テロ対策のための協力分野を特定し、具体的協力プロジェクトを実施・検討している。

を中心に様々な取組が行われており、日本も、核物質等テロ行為防止特別基金^(注10)への拠出、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ (GI)」^(注11)への参加等を通じ、積極的に貢献している。

日本は、2007年8月に核による国際的なテロ防止に資する「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」^(注12)を締結している。

2008年に発生したテロ事件の例（報道等に基づく）

5月13日

インド・ジャイプール連続爆弾テロ事件

ラジャスタン州の州都ジャイプール市内6か所（市場、寺院等）で7個の時限爆弾が爆発し、63人が死亡、約200人が負傷した。

7月7日

アフガニスタン・インド大使館前における自爆テロ事件

首都カブールにあるアフガニスタン・インド大使館付近において車両を使った自爆テロが発生し、少なくとも58人が死亡、140人が負傷した。

8月19日、20日

アルジェリアにおける憲兵隊養成学校自爆テロ事件及び自動車爆弾テロ事件

8月19日、首都アルジェの東方約50kmのイセールにある憲兵隊養成学校において自爆テロ事件が発生し、43人が死亡、45人が負傷した。翌20日、アルジェの南東約120kmにあるブイラで2件の自動車爆弾テロ事件が発生し、12人が死亡、42人が負傷した。両事件とも、「イスラム・マグリブ諸国のアル・カーイダ」が犯行声明を発出。

8月21日

パキスタンにおける武器製造工場自爆テロ事件

パキスタン北西部タキシラ近郊の軍駐屯地ワー・カントンメントにある武器製造工場の二つの外門付近で自爆テロ事件が発生し、57人以上が死亡、100人以上が負傷した。

9月17日

イエメン・米国大使館前銃撃テロ事件

首都サナアにある米国大使館前で車両による自爆及び銃撃による組織的な攻撃が発生し、少なくとも犯人6人を含む16人が死亡した。

9月20日

パキスタン・マリオットホテル前自爆テロ事件

首都イスラマバードにあるマリオット・ホテルにおいて爆弾を積載したトラックがホテルのゲートに突入し爆破した自爆テロ事件が発生し、53人が死亡、266人が負傷した。

10月30日

インド・グワワティにおける連続爆弾テロ事件

アッサム州内でグワワティ市ほか18か所（市場、裁判所や警察署付近等）で時限爆弾が爆発し、84人が死亡、約470人が負傷した。

11月26日～29日

インド・ムンバイ連続テロ事件

11月26日夕刻から29日にかけて、インド・ムンバイのホテル、レストラン、駅等14か所でテロ事件が発生し、12月5日にインド内務省が発表したところでは163人が死亡し（日本人1名を含む）、293人が負傷した。



インド・ムンバイ連続テロ事件の発生現場の一つであるタージマハルホテル（11月、インド・ムンバイ 写真提供：AFP＝時事）

（注10） 米国同時多発テロを受け、2002年、IAEAが核テロ対策を支援するため設立した基金。

（注11） 2006年、米国、ロシアの両大統領が、国際安全保障上の最も危険な挑戦の一つである核テロリズムの脅威に国際的に対抗していくことを目的として提唱。参加国は、核テロ対処能力を強化するためのセミナー、ワークショップなどを提案し、ほかの参加国の協力を得て実施している。2008年7月現在、75か国が参加。

（注12） 核によるテロ行為が重大な結果をもたらすこと及び国際的な平和と安全に対する脅威であることを踏まえ、核によるテロ行為の防止並びに同行為の容疑者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な処置をとるための国際協力を強化することを目的とした条約。1997年に条約作成交渉が開始。2005年4月、国連総会で採択され、2007年7月、22か国の締結を得て発効した。日本については、2007年9月に発効した。

4. 海上安全保障

【総 論】

日本は、エネルギーや食料資源の輸入、また貿易の多くを海上輸送に依存する海洋国家であり、貿易立国である。船舶の航行の安全の確保やテロ・海賊対策といった海上の安全確保は、日本にとって国家の存立・繁栄に直結する課題であるのみならず、地域の経済発展を図る上でも極めて重要なものとなっている。

現在、マラッカ海峡やソマリア沖・アデン湾等、欧州や中東から東アジアを結ぶ、日本にとって極めて重要な海上交通路において、海賊行為が多発・急増しており、この事態を大変懸念している（図表「海賊等事案報告件数」を参照）。特に、ソマリア

沖海域はいつ海賊の襲撃を受けるともされない状況であり、(社)日本船主協会や全日本海員組合から、海上自衛隊艦船の派遣について強い要請を受けている。海賊対策は国際的な課題であると同時に、何よりも、政府の最も重要な責務の一つである日本国民の生命及び財産の保護の観点から、急を要する課題である。

海賊対策として、日本はこれまで、収集した安全情報を船会社に提供し、有志連合との安全確保に関する調整を実施するとともに、沿岸国の海上取締り能力の強化と人材育成などの協力を行ってきている。

【各 論】

(1) アジア海賊対策地域協力協定

アジア地域においては、「アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）」が日本の主導の下に作成され、2006年9月に発効（日本は2005年4月に締結）した。同協定に基づき、情報共有センターがシンガポールに設立され、アジア地域における海賊情報の

共有体制や各国協力網の整備のための積極的な活動を展開しており、国際的にも高い評価を得ている。現在、海賊事件の多発に悩むアフリカ地域において、ReCAAPをモデルとした地域協力の枠組みづくりが進められている。

(2) マラッカ・シンガポール海峡の航行の安全

航行の安全に関して、2007年にシンガポールで開催された国際海事機関（IMO）による第3回「マラッカ・シンガポール海峡に関する国際会議」において、沿岸国・利用国・利用者間の新たな国際協力の枠組みである「協力メカニズム」の発足が決定

された。日本は、民間からの基金拠出も含め、沿岸国の提案プロジェクトの幾つかに支援の意思を表明した。日本は、引き続き、これらの協力メカニズム及びプロジェクトに積極的に参画し、沿岸国との協力を進めていく考えである。

(3) ソマリア沖・アデン湾における海賊対策

アフリカ地域、特にソマリア沖・アデン湾の海賊問題は、国際的な課題となっている。国連においては、関連する安保理決議が全会一致で採択されており、日本もその

ほとんどについて共同提案国となってきている。また、欧米・アジアの国々も軍艦等を派遣しており、国際的な対応が行われている（コラムを参照）。

海賊等事案報告件数

区分	年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
東アジア		173	257	178	175	193	173	117	88	79
東アジアのうちマラッカ海峡		37	112	58	34	36	60	20	22	12
インド洋		51	109	86	66	96	41	51	53	40
アフリカ		52	62	80	70	89	70	73	62	120
中南米		29	41	23	67	72	46	26	31	25
その他		4	2	3	5	2	0	0	6	18
合計		309	471	370	383	452	330	267	240	282
日本関係船舶の被害件数		39	31	10	16	12	7	9	8	10
東アジアにおける日本関係船舶の被害件数		28	22	4	12	11	7	9	6	6

出典：国際海事機関(IMO)「REPORTS ON ACTS OF PIRACY AND ARMED ROBBERY AGAINST SHIPS (2007年版)」等、国土交通省「2007年の日本関係船舶における海賊等事案の状況及び世界における海賊等事案の状況について」

COLUMN

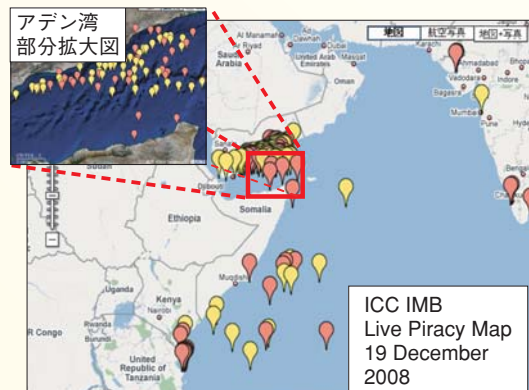
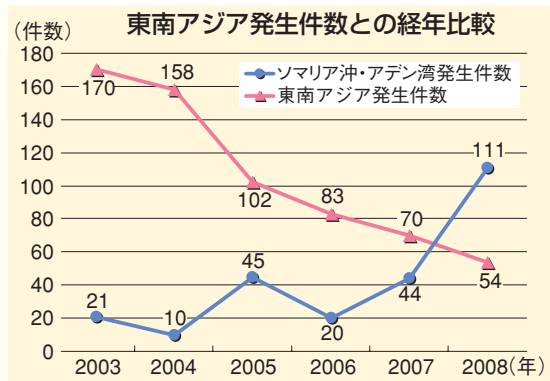
ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の急増と日本及び各国・国際機関の取組

最近、ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案が急増しています。特に2008年夏以降急増し、同年10月～12月には48件と約2日に1件の割合で発生、状況は更に悪化しています。国際海事局(IMB)レポートによれば、同年の同海域における海賊等事案は111件と、全世界の約4割に当たり、2007年の約2.5倍にも上ります。

国連海洋法条約には、公海上における海賊行為について、海賊船舶の船籍にかかわらず、すべての国に軍艦その他の政府公船による取締りが認められていますが、現在、日本には、公海上で海賊行為を取り締まる一般的な国内法令がありません。ソマリア沖・アデン湾には年間約2,000隻の日本関係船舶が通航しており、政府としては、日本国民の人命・財産の保護の観点から、できることから早急に措置を講じていく必要があると考えています。

各国・国際機関も同海域において積極的にこの問題に取り組んでいます。国連安保理は、安保理決議第1816号、第1838号、第1848号及び第1851号において、海賊行為等に対するソマリア沖海域で活動している軍艦等による警戒、当該海域への軍艦等の派遣等を要請しています。これまでに、米国、英国、フランス、ドイツ、デンマーク、カナダ、オランダ、スペイン、ロシア、ニュージーランド、インド、中国、マレーシア等の国が同海域に軍艦を派遣してきています（報道等公開情報による）。

また、国連安保理決議第1851号に従い、ソマリア沖海賊対策に関する国際協力メカニズムとしてコンタクト・グループが設置されたのに加えて、国際海事機関(IMO)主催でソマリア周辺海域諸国の域内協力のための会議がジブチで開催されるなど、国際的な協力の枠組みもできつつあります。日本は、こうした取組にも積極的に取り組んでいます。



5. 国際組織犯罪対策

【総 論】

グローバル化や情報通信の高度化、人の移動の拡大等に伴い、一層深刻化している人身取引、薬物犯罪、サイバー犯罪、資金洗浄（マネー・ロンダリング）等の国境を越える組織犯罪（国際組織犯罪）に的確に対処するため、国連、G8、金融活動作業

部会（FATF）^{（注1）}等において精力的な取組がなされている。国際組織犯罪対策は国民の安全・安心の確保に直結しており、国際社会が一致して対処する必要があるため、日本も国際的な取組に積極的に参画している。

【各 論】

（1）国際組織犯罪

日本は、国際的な組織犯罪を防止し、これと闘うための協力を促進する国際的な法的枠組みである国際組織犯罪防止条約及び補足議定書の締結に向けて国内法整備を進めている。また、情報技術の急速な発展・普及に伴って深刻化したサイバー犯罪に対する国際協力を進めるため、2001年に採択されたサイバー犯罪条約を締結することについて、2004年4月に国会の承認を得ている。さらに、公務員に係る贈収賄、公務員による財産の横領等、腐敗に関する問題が、持続的な発展や法の支配を危うくする要因となっていることから、2006年6月、これに有効に対処するための措置や国際協力等を規定した国連腐敗防止条約の締結について、国会の承認を得た。現在、これら条約の締結に向けて国内法整備が進められている。

国際社会では、国連の犯罪防止刑事司法委員会が、犯罪防止・刑事司法分野における政策形成の中心機関として活動している。1992年の同委員会の発足以来連続して委員国に選出されている日本は、4月に開催された同委員会において、日本が提案した人身取引対策に関する決議を含む6本の決議案及び4本の決定案の審議・採択に貢献した。

日本は不正薬物、犯罪、テロの問題に包括的に取り組む国連薬物犯罪事務所（UNODC）に設置されている国連薬物統制計画基金に、2008年度には約189万米ドルを、同じく犯罪防止刑事司法基金に16万6,000米ドルをそれぞれ拠出し、その活動を支援した。

また、G8の枠組みにおいても、刑事法制から具体的捜査手法に至るまで、実務的な観点から専門家レベルで幅広い討議が重ねられており、日本は2008年の議長国として積極的に議論を主導した。これらの成果は6月に開催されたG8司法・内務大臣会議（於：東京）及び7月に開催されたG8北海道洞爺湖サミットにおいて報告された。

資金洗浄及びテロ資金対策については、国際的な枠組みであるFATFにおいて国際的基準の策定や対策実施状況の監視、取組が不十分な国に対する是正の要請などの活動が行われており、日本も積極的に貢献している。FATFは、イラン等の取組について懸念する声明を発出したほか、大量破壊兵器の拡散につながる資金供与の防止など、新たな視点からの対策についても議論を進めている。また、2008年には、日本の資金洗浄対策に関し、FATFによる審査が実施された。

（注1）1989年のG8アルシュ・サミットにおいて、国際的な資金洗浄（マネー・ロンダリング）対策の推進を目的に招集された国際的な枠組みで、日本を含め、経済協力開発機構（OECD）加盟国を中心に32か国・地域及び2国際機関が参加。現在では、テロ資金対策についても指導的役割を果たしている。

(2) 人身取引

日本は、2004年に策定された人身取引対策行動計画^(注2)に基づき、関係省庁の協力の下、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護に向けた様々な施策を鋭意推進している。また、主に日本国内における人身取引の被害者の出身国に定期的に政府協議調査団を派遣し、日本の施策の周知及び情報交換を行っており、2月には「人身取引対策に関するウィーン・フォーラム^(注3)」に合わせて、米国、タイ、インドネシア、ルーマニア、バチカンとの間で意見交換を行っ

た。犯罪防止刑事司法基金に拠出した16万6,000米ドルのうち5万米ドルは、人身取引対策プロジェクトに使われる。さらに、日本は、被害者の安全な帰国及び帰国後の支援のための国際移住機関（IOM）による「トラフィッキング被害者帰国支援事業」への拠出や、不法移民・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」への支援を行った^(注4)。

(3) 薬物

薬物分野における国際的な政策形成の中心機関である国連麻薬委員会は、薬物関連諸条約の履行を監視し、薬物統制の強化に関する勧告等を行っている。日本は、1961年以降連続して委員国に選出されており、3月に開催された同委員会では、「アフガニスタンからの麻薬取引ルートに関する第2回閣僚級会議^(注5)」のフォローアップ」決議を始めとする複数の決議の共同提案国と

なるなど、積極的に議論に参加した。2009年3月には、1998年国連麻薬特別総会（UNGASS）のフォローアップとして国連麻薬委員会ハイレベル会合が開催される予定であり、日本は国際的な薬物対策の推進に引き続き積極的に貢献していく。

また、ダブリン・グループ会合^(注6)において、角茂樹ウィーン代表部大使が2006年1月から2008年7月まで議長を務め、議論を主導した。

このほか、日本は、国連薬物統制計画基金への拠出を通じ、国際的な薬物対策支援に協力しており、2008年度に拠出した約189万米ドルは、タイ、ミャンマー、ラオス、ベトナム、カンボジア、中国での国境における薬物取締り強化プロジェクト（25万米ドル）、ミャンマーにおける不法栽培モニタリング・プロジェクト（約24万米ドル）等に充てられた。



UNODCによるミャンマーにおけるケシの不正栽培の調査状況
(写真提供：UNODC)

〔注2〕 2004年4月に内閣に設置された人身取引に関する関係省庁連絡会議において策定されたもの。出入国管理強化を含む人身取引の防止、刑法改正及び取締り強化による人身取引加害者の処罰、シェルターにおける被害者の保護等の被害者保護を中心に、包括的な施策が盛り込まれている。

〔注3〕 2007年3月に国連薬物犯罪事務所（UNODC）が開始した取組である「人身取引対策に関するグローバル・イニシアティブ」の枠組みにおいて、2008年2月13日から15日にウィーンにて人身取引についての啓発及び様々な関係者間の協力やパートナーシップの促進を目的として開催された国際会議。

〔注4〕 日本は、「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営費を拠出。本ウェブサイトは、IOMバンコク事務所により管理され、「バリ・プロセス」参加国の取組の情報や、専門家会合の成果物等が掲載されている。例えば立法や政策の情報、人身売買・密入国に取り組む行政機構等の関連情報、立法化のためのマトリックス等が掲載され、人身売買・密入国問題の資料、各国のウェブサイトへのリンク、地域内の共助に関する情報等が得られる。

〔注5〕 2006年6月26日から28日にモスクワで開催されたアフガニスタンからの麻薬の密輸に関する閣僚級会議（「パリ2—モスクワ1」）。第1回は2003年5月パリにて開催。

〔注6〕 ダブリン・グループ：主要先進国で薬物関連援助政策等につき相互理解を深め、政策の調整を図ることを目的として、1990年6月、ダブリンにおいて発足した。日本、米国、カナダ、オーストラリア、ノルウェー、EU26か国及びUNODCが参加し、ブリュッセルで年2回の全体会合を開いている。また、約70か国の主要な薬物生産国・経由国においてダブリン・グループ参加国の大使館レベルで、ミニ・ダブリン・グループとして同様の協議が催されている。

6. 地域安全保障

【総 論】

アジア太平洋地域では、政治・経済体制や文化・民族の多様性等を背景として、欧州における北大西洋条約機構（NATO）のような多数国間の集団防衛的な安全保障機構は発達せず、米国を中核とした二国間の安全保障取極の積み重ねを基軸として地域の安定が維持されてきた。日本は、自国を取り巻く安定した安全保障環境を実現し、アジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、この地域における米国の存在と関与を前提に、二国間及び多数国間の対話の枠組みを重層的に整備し強化していくことが現実的で適切な方策であると

考えている。まさに、これは、日本を取り巻く国際環境の安定を確保するための外交努力の中核をなすものである。

二国間の枠組みとして、日本は、近隣諸国等との間で、安全保障に関する対話や防衛交流を行い、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努めている。

また、多数国間の枠組みとして、日本はアジア太平洋地域の主要国が参加する全域的な政治・安全保障の枠組みであるASEAN地域フォーラム（ARF）を活用している。

【各 論】

(1) ASEAN地域フォーラム（ARF）の概要

ARFは、①信頼醸成の促進、②予防外交の進展、③紛争へのアプローチの充実という3段階のアプローチを設定して漸進的な進展を目指している。これまでの会合を通じて、参加国自身を当事者とする問題（朝鮮半島情勢、ミャンマー情勢等）を含めて、率直に意見交換する慣習が生まれつつある。また、参加国が地域の安全保障に関する自国の情勢認識等を作成して、ARF議長国が取りまとめる「年次安全保障概観（ASO：Annual Security Outlook）」の刊行やテロ対策等の各種会合の開催などの具体的な取組を通じ、参加国間の信頼関係の醸成に大きく貢献してきた。近年では、第二段階である予防外交の進展についても具体的な取組に向けて議論されており、ARFはアジア太平洋地域における政治・安全保障に関する唯一の政府間対話と協力の場として、緩やかではあるが着実に進展している。

2008年7月に行われた第15回閣僚会合（於：シンガポール）では、広い意味での安全保障上の脅威である昨今のサイクロン

や地震等の災害の経験を踏まえ、今後、ARFにおいて防災の分野での協力を一層進めることで、参加メンバーが一致した。議長声明においては、朝鮮半島の非核化へ向けた六者会合に対する各国の支持が強調された。また、同閣僚会合においては、ARFのこれまでの実績をたたえつつ、予防外交の進展に向けた今後のARFの発展や機能強化を図り、ARFがアジア太平洋地域の主要な地域安全保障フォーラムとなるよう宣言する「シンガポール宣言」が採択された。



第15回ARF閣僚会合に臨む高村外務大臣（7月24日、シンガポール）

ASEAN地域フォーラム（ARF）

1. 目的・特色

- 1994年から開始されたアジア太平洋地域における政治・安全保障分野を対象とする全域的な対話のフォーラム。ASEANを中核としている。
- 政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、地域の安全保障環境を向上させることを目的とする。外交当局と国防・軍事当局の双方の代表が出席。
- 毎年夏に開催される閣僚会合（外相会合）を中心とする一連の会議の連続体。
- コンセンサスを原則とし、自由な意見交換を重視する。
- ①信頼醸成の促進、②予防外交の進展、③紛争へのアプローチの充実という3段階のアプローチを設定して漸進的な進展を目指している。

2. 参加国・機関

ASEAN10か国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、シンガポール、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア）、日本、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、北朝鮮、中国、ロシア、パプアニューギニア、インド、モンゴル、パキスタン、東ティモール、バングラデシュ、スリランカの26か国及びEU（EU加盟国が個々には参加せず、EU議長国、欧州委員会等がEU代表として諸活動に参加）。

3. 現在までの経緯

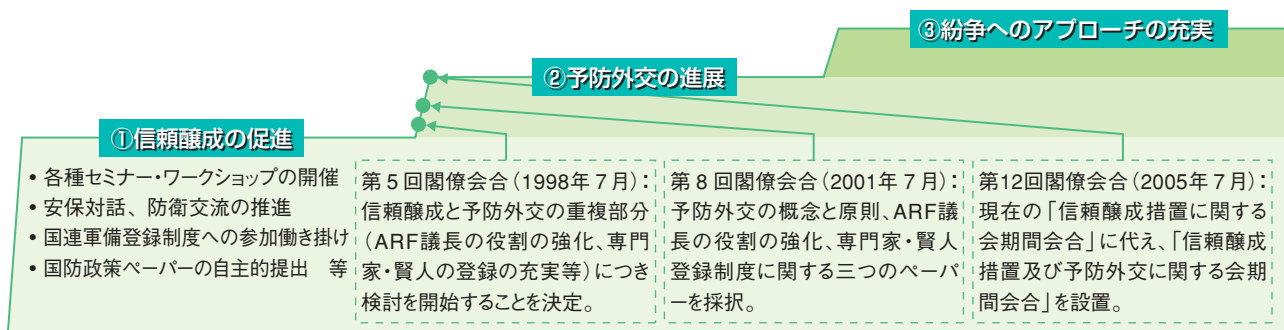
- 1991年7月、ASEAN拡大外相会議（ASEAN・PMC）
中山太郎外務大臣から、PMCの場を活用して政治対話を開始すること及び同対話を効果的なものとするための高級事務レベル会合を設置することを提案（いわゆる「中山提案」）。
- 1993年7月、ASEAN・PMC
1994年から、中国、ロシア等5か国をARFに参加させることを決定。
- 1994年7月、第1回ARF閣僚会合（於：タイ）
ARFメンバーである18か国・機関の外相等が出席し、アジア太平洋地域の安全保障情勢等につき意見交換。
- 1995年8月、第2回ARF閣僚会合（於：ブルネイ）
ARFの中期的アプローチとして、①信頼醸成の促進、②予防外交の進展、③紛争へのアプローチの充実という3段階に沿って漸進的に進めること、当面は信頼醸成措置を重視することにつき一致。
- 2001年7月、第8回ARF閣僚会合（於：ベトナム）
予防外交について、予防外交の概念と原則、ARF議長役の強化、専門家・賢人登録制度に関する三つのペーパーを採択。
- 2002年7月、第9回ARF閣僚会合（於：ブルネイ）
 - ・ テロ対策に継続して取り組むことが確認されるとともに、テロ対策に関する会期間会合の設置を承認。
 - ・ 国防・軍事関係者の関与の強化や、ASEAN事務局を通じてARF議長の支援の強化を含む九つの提言を採択。
 - ・ 閣僚会合に先立って、ARF国防・軍事当局者会合を初めて開催。
- 2004年7月、第11回ARF閣僚会合（於：インドネシア）
ハイレベルの軍及び政府関係者による「ARF安全保障政策会議（ASPC）」の開催を決定（第1回会議は、2004年11月に中国で開催、第2回会議は、2005年5月にラオスで開催）。
- 2006年7月、第13回ARF閣僚会合（於：マレーシア）
北朝鮮が、2006年7月5日にミサイルの発射実験を行ったことに懸念を表明するとともに、関係するすべての当事者に対し、前提条件なく六者会合を再開するよう求めた。
- 2007年8月、第14回ARF閣僚会合（於：フィリピン）
朝鮮半島の非核化が、アジア太平洋地域の平和と安定の維持のために極めて重要であることを強調。
- 2008年7月、第15回ARF閣僚会合（於：シンガポール）
今後、ARFにおいて防災の分野での協力を一層進めることで、参加メンバーは一致し、朝鮮半島の非核化へ向けた六者会合に対する各国の支持が強調された。

(2) ARFの将来の方向性

ARFでは、最近、具体的な協力を行う枠組みの整備が進みつつある。優先的に取り組むべき五つの分野（テロ対策及び国境を越える問題、災害救援、不拡散及び軍縮、海上安全保障、PKO）に焦点が絞られ、

活動が集中的に行われるようになってきている。また、海上安全保障や災害救援の分野において机上訓練等が行われるなど、「対話から行動」に向け具体的な取組も行われるようになってきている。

ARFの3段階アプローチ



7. 国連

【総 論】

今日の国際社会は、気候変動、テロ、大量破壊兵器の拡散、貧困、感染症等、個々の国家・地域のみでは対応困難な多くの課題に直面しており、国連が果たす役割は以前にも増して重要となっている。日本は、外交政策の主要な柱の一つである国連を中心とした国際協調を推進するため、安保理改革を始めとする国連改革の早期実現を目指すとともに、国際社会において日本の国益を増進するために国連機関を含む国際機関に対し人的・財政的貢献を行っている。

日本は2008年10月、多数の加盟国の支持を得て国連安全保障理事会（安保理）非常

任理事国に当選した。これは、加盟国中最多の10回目の任期となる。日本は2009年から2年間、安保理理事国として安保理における議論に積極的に参加するとともに、常任理事国を目指す国としてもふさわしい役割を果たすことを通じ、安保理改革及び日本の常任理事国入りの早期実現に向けた機運をより一層高めていく考えである。

日本が国連・国際機関を通じた外交を力強く推進していくためには、国連の役割や日本の取組に関する国民の理解が不可欠であり、広報活動にも積極的に取り組んでいく考えである。



第63回国連総会出席時の麻生総理大臣（左）と潘基文国連事務総長（右）
（9月25日、米国・ニューヨーク 写真提供：内閣広報室）

【各 論】

（1）日本と国連の関係深化

2008年は日本がG8北海道洞爺湖サミットの議長国を務め、また第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）を横浜で開催するなど、国際社会において日本のリーダーシップが求められた年であった。そのような中、食料価格や原油価格の高騰、世界的な金融危機といった一国では有効に対処し得ない問題が顕在化し、国連・国際機関を通じた多数国間外交の必要性が改めて認識された。5月にはミギロ国連副事務総長が

TICAD IVのため来日し、開発や食料問題を中心に関係者との意見交換を行った。6月には潘基文^{バン・ギムン}国連事務総長夫妻が公賓として事務総長就任後初めて来日した。潘基文事務総長は、京都大学で行われた気候変動に関するタウン・ミーティングで講演したほか、福田総理大臣や町村信孝官房長官、高村外務大臣とそれぞれ会談し、環境・気候変動、開発・アフリカ、食料価格高騰問題等、国際社会の直面する様々な課題につ

いて意見交換を行い、日本と国連が緊密に協力していくことを確認した。特に、潘基文事務総長は、国際社会の平和と発展のために包括的な貢献を行っていくとの日本の姿勢を高く評価するとともに、安保理改革を含む国連改革についても意見交換を行った。来日時に自ら体験した日本のクールビズ（軽装）に着想を得て、国連においても類似の取組（「クールUN」）を導入するなど、日本と国連の協働を象徴する訪日となった。さらに、潘基文事務総長夫妻は7月に行われたG8北海道洞爺湖サミットに出席するために再び来日し、国連の立場から開発・アフリカや気候変動に関する議論に貢献した。

9月に開会した第63回国連総会における一般討論演説の際には、就任直後の麻生総

理大臣及び中曽根外務大臣がニューヨークを訪問した。麻生総理大臣は国際社会に対して、経済的繁栄と民主主義を通じて平和と幸福を実現するという自らの信念を訴えるとともに、技術力や発想力をいかした日本ならではの外交について、力強くメッセージを発信した。また、食料危機・気候変動に関する国連事務総長主催夕食会に出席したほか、潘基文事務総長、ラッド・オーストラリア首相、タラバーニー・イラク大統領との会談を行った。中曽根外務大臣はデスコト第63回国連総会議長と会談し、日本が気候変動、開発、国連改革、人権を始めとする国際的な諸課題について緊密に協力していく考えを伝えるとともに、安保理改革に関する政府間交渉を早期に開始する必要性があるという点で一致した。

(2) 安全保障理事会

国連安全保障理事会（安保理）による国際の平和と安全の維持のための活動は、特に冷戦の終結以降、①国連平和維持活動（PKO）の設立、②多国籍軍の承認、③テロ対策、不拡散に関する措置の促進、④制裁措置の決定等多岐にわたっている。安保理決議に基づくPKOや多国籍軍の活動は、停戦監視等を中心とした活動（ゴラン高原等）から、民主的統治、復興、警察支援等の平和構築を含む活動（東ティモール、アフガニスタン等）までその任務は多様さを

増している。また、大量破壊兵器の拡散、テロ等の新たな脅威に有効に対処するため、下部機関を設置し、各国による関連安保理決議の実施を支援している。このように、国際社会における平和と安全の確保のため、安保理が果たす役割は拡大している。

日本は、2008年10月に行われた安保理非常任理事国選挙において、加盟国最多となる10回目の当選を果たし、2009年1月から2年間の任期で安保理非常任理事国を務めている。



安保理議場風景 (C) UN Photo/Mark Garten

(3) 安保理改革

安保理の構成は、その役割の拡大にもかかわらず、国連発足後60年以上の間、基本的には変化していない。このような状況の中、国際社会では、安保理の「代表性改善」と「実効性向上」の二つの側面から、その構成を早期に改革すべきとの認識が共有されている。

安保理改革は、各国の利害・思惑^{わく}の対立が絡み、調整が困難な課題であるが、改革実現に向けた機運は継続しており、2009年2月からは安保理改革に関する政府間交渉が開始されることとなった。

日本は、常任・非常任双方の拡大を通じた安保理改革の早期実現と日本の常任理事国入りを国連外交の最も重要な課題の一つと位置付け、①安保理理事国の構成を今日の国際社会をより正確に反映し、国際社会を代表するにふさわしいものに改めること、②また国際の平和と安全の維持に主要な役割を果たす意思と能力のある国が常任理事国となり、常に安保理の意思決定に参加することが必要との立場を主張している。

日本が常任理事国となることにより、主要な国際問題に関する意思決定過程に深く、また、恒常的にかかわることが可能となり、日本の国益をより一層効果的に確保できる。日本はこれまでも平和の定着や国づくり、人間の安全保障、軍縮や不拡散等の様々な分野において国際社会への貢献を行ってきており、また、財政面における国連への貢献も世界第2位と極めて大きい。常任理事国となることにより、日本は、これらの貢献にふさわしい地位及び発言力を得ることが可能となる。

イ 安保理改革の早期実現に向けた各国への働き掛け

日本は、2008年も引き続き、様々な国際会議や二国間会談の機会をとらえ、各国の首脳・外相等に対し、安保理改革の早期実現の必要性を訴え、各国の理解と支持を広

げる努力を行った。5月に横浜で開催された第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）の際に発出された「横浜宣言」では、早期の安保理改革の重要性及び各国が安保理改革の実現に向けて努力すべきであることが強調された。また、5月の日中首脳会談、6月の日英首脳会談、9月の日米外相会談、10月の日仏首脳会談を始め、様々な二国間首脳・外相会談において、安保理改革の必要性につき認識が共有され、改革の早期実現に向け、各国と協力を継続していくことが確認された。

ロ 第62回国連総会会期（～2008年9月）における動き

国連においては、ケリム第62回国連総会議長が、作業部会（OEWG（Open-Ended Working Group）（1993年の国連総会決議により設立））の議論を主導し、2008年6月には、各国の立場を取りまとめた報告書を発表した。同議長は、同年7月以降、政府間交渉に向けた加盟国の異なる立場の調整を本格化し、イタリア、パキスタン、韓国、メキシコ等の改革消極派グループが難色を示し続けたものの、第62回国連総会最終日（9月15日）まで及んだ調整の末、最終的には2009年2月28日までに政府間交渉を開始するとの勧告を含むOEWG年次報告書が総会本会議で無投票採択された。

安保理改革に関する議論の場が、コンセンサス（全員一致）が必要なOEWGから国連総会の場に移され、具体的な成果を求める段階に入ったという点で、改革実現に向けた大きな前進だと考えられる。

ハ 第63回国連総会会期（2008年9月～）における動き

9月23日から29日まで国連総会において190か国の首脳・外相等が一般討論演説を行い、多くの国が安保理改革に言及した。日本からは麻生総理大臣が、常任・非常任

双方の議席拡大を通じた改革の早期実現の必要性を強く国際社会に訴えた。各国の発言の中には、安保理改革に関する政府間交渉の開始の決定を歓迎し、早期の交渉開始を望む声も多く見られた。

2008年10月以降も、デスコト第63回国連総会議長は政府間交渉の進め方などについて、加盟国間の議論を主導している。11月には安保理改革に関する総会審議が行わ

れ、日本を始め、発言した多数の国が常任・非常任議席の双方拡大の必要性を明言し、遅滞なき政府間交渉の開始を支持した。

日本としては、2009年2月に開始された政府間交渉に積極的に参加するとともに、様々な機会をとらえて主要国を始め各国と意見交換を行いつつ、安保理改革の早期実現及び常任理事国入りを目指す考えである。

(4) 国連行財政

イ 国連予算

国連の活動を支える予算は、分担金（通常予算、PKO予算、旧ユーゴスラビア及びルワンダ国際刑事裁判所予算、国連本部庁舎修築計画予算）と各国が政策的に拠出する任意拠出金から構成されている。

国連通常予算^(注1)については、為替要因及びイラク、アフガニスタン政治ミッション等の経費増により、2008／2009年の2年間で48.7億米ドルと過去最大規模になっている。また、安保理が派遣を決定するPKO（単年予算）は、ダルフル、コンゴ民主共和国等への新規派遣・増派により、2008／2009年度（7月～翌年6月）は同じく過去最大規模の約70.8億米ドル、年間ベースで通常予算の約3倍となった。

日本は、厳しい財政事情の中、16.624%（2009年国連通常予算分担金は約4.1億米ドル、2008年国連PKO予算分担金は約12.6億米ドル）と加盟国中2番目の財政貢献を行っており、国連が行財政の観点からもより

一層効率的かつ効果的に運営されるよう働き掛けを行っている。

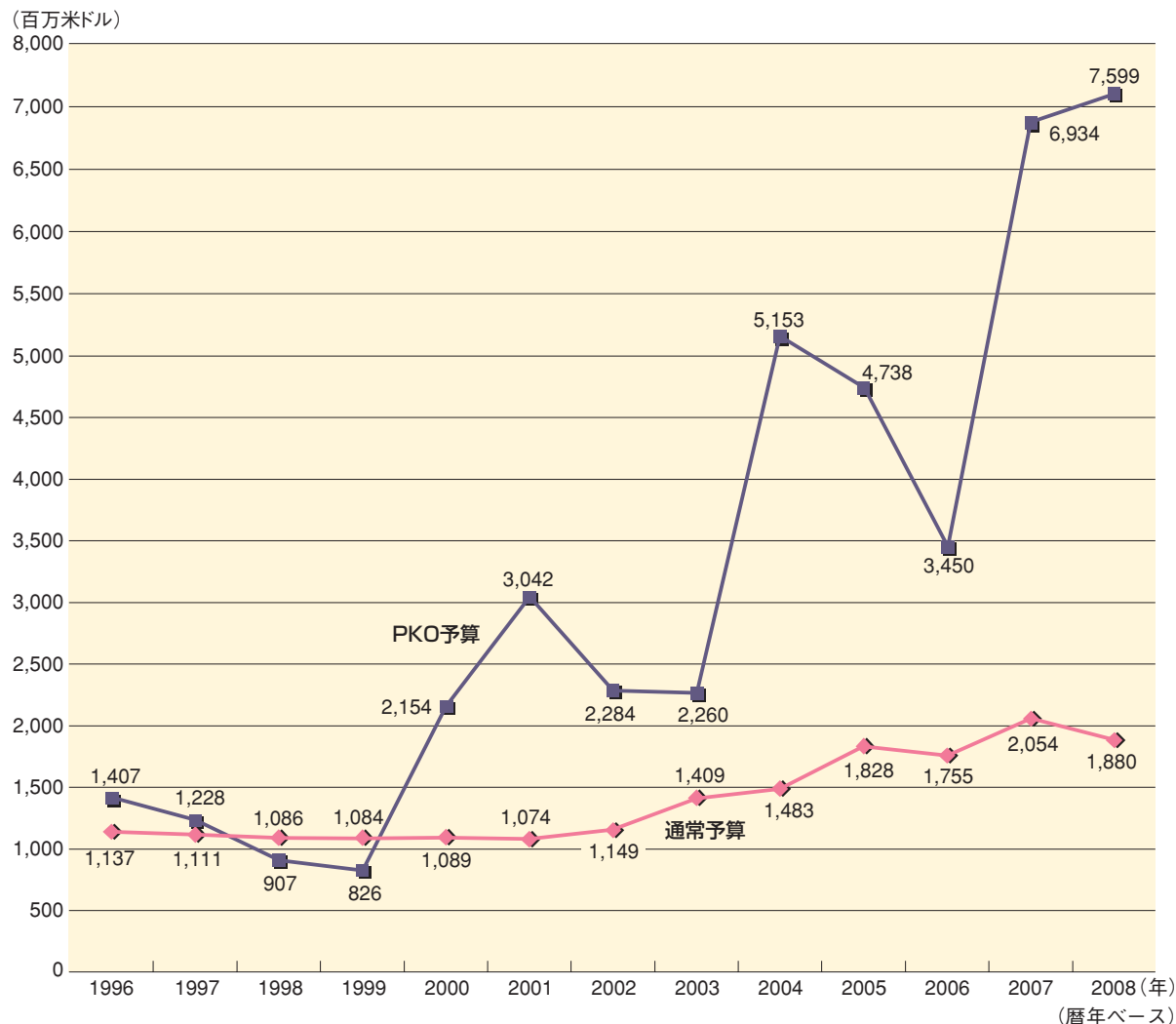
ロ マネジメント改革及び事務局改編

2007年に就任した潘基文事務総長は、国連が国際社会の諸課題により適切に対応できるよう積極的な改革努力を続けている。その結果、2007年のフィールド支援局の新設に続き、2008年には政務局及び開発部局の強化が国連総会で承認された。また、2008年には国連本部職員とPKOの文民職員との処遇差を解消するための人事制度改革案が採択されるとともに、強制力を伴う判決を包摂した訴願制度が創設された。

こうした改革努力の結果として、国連の財政規模が拡大することに関しては、加盟国に対して国連事務局が説明責任を果たしていく必要がある。また、増大する傾向にある国連の業務の整理や優先度付けが引き続き大きな課題となっている。

（注1）国連の会計年度は偶数年1月から翌奇数年12月までの2年間。2008／2009年の予算額は、2008年12月に改定された金額。

国連予算（分担金）の推移（ネット額）



国連関連機関に対する主要国の任意拠出金と分担金の比較（2006年）

	拠出金総額 (億米ドル)	分担金総額 (億米ドル)	拠出金+分担金 合計額(シェア)※	国民一人当たり拠出金 +分担金(米ドル)	国民一人当たり GNI(米ドル)
米 国	28.19	31.52	59.71 (23.9%)	19.94	44,710
日 本	7.65	20.91	28.56 (11.5%)	22.35	38,630
英 国	10.24	8.97	19.20 (7.7%)	31.69	40,530
ドイツ	3.55	10.57	14.13 (5.7%)	17.15	36,810
フランス	2.36	8.61	10.97 (4.4%)	17.88	36,510
カナダ	5.71	3.72	9.43 (3.8%)	28.88	36,650
イタリア	2.59	6.20	8.80 (3.5%)	14.92	31,940
中 国	0.39	3.50	3.89 (1.6%)	0.29	2,010
ロシア	0.33	1.59	1.93 (0.7%)	1.35	5,800

※シェアは世界全体に占める割合。

出典：国連資料A/63/185, ST/ADM/SER.B/701等

8. 平和構築への取組

【総 論】

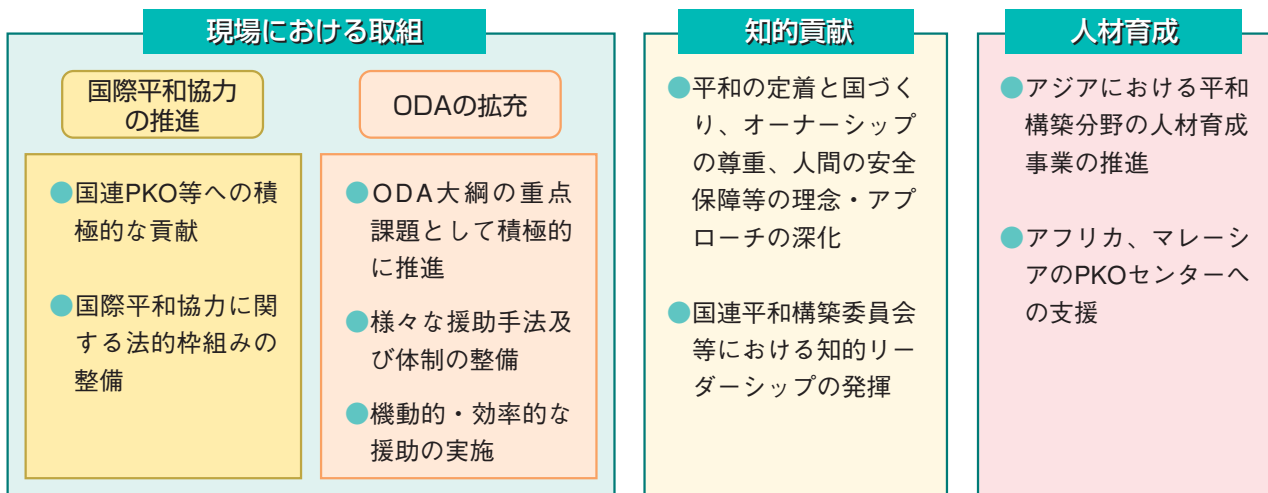
2008年には、平和構築の取組において、世界的にも国内的にも多くの進展があった。まず、日本は5月に第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）を開催し、平和の定着を主要議題の一つとして議論するとともに、7月に主催したG8北海道洞爺湖サミットにおいても、「平和維持・平和構築」を政治部分の主要テーマの一つとして議論した。特にG8北海道洞爺湖サミットにおいては、軍、警察、文民の平和構築能力を世界的に強化するイニシアティブを打ち出した。また、平和構築分野における人材育成に関する日本独自の事業も軌道に乗り、今後一層強化されていく予定である。国連においては、日本は平和構築委員会の議長を務め、また、安全保障理事会も平和構築問題についての関心を更に高めている。

平和構築、すなわち、紛争の再発を防ぐ

ことを念頭に置いた、和平プロセスの促進から治安の確保、復興・開発に至る継ぎ目のない取組は、「テロとの闘い」や大量破壊兵器の拡散等の防止などとともに、世界が直面する重大な課題である。こうした中、国際社会の取組は、紛争予防、和平の仲介、平和維持活動、人道支援、行政組織の整備や復興支援といった面で、質・量ともに拡大している。

国際社会の平和と安定は、日本自身の発展にとって不可欠である。このような考えから、日本は、平和構築を主要な外交課題の一つとし、国連平和維持活動（PKO）等への貢献、政府開発援助（ODA）を活用した現場における取組、知的貢献及び人材育成を3本柱に、具体的な取組を推進している。

平和構築分野での日本の取組



【各 論】

(1) 現場における取組

イ 国連PKO^(注1)等への人的貢献

2008年においても、コンゴ民主共和国東

部情勢の悪化を受け、3,000人の増派が決定されるなど国連の平和維持活動に関する

〔注1〕 United Nations Peacekeeping Operations：UNPKO又は単にPKOと言う。PKOとは本来、国連安保理決議又は総会決議に基づき、停戦合意の成立後に国連が紛争当事者の間に立って停戦や軍の撤退等を行うことにより、事態の沈静化や紛争の再発防止を図り、紛争当事者による対話を通じた紛争解決を支援することを目的とした活動である。しかし、現在のPKOはこれらの伝統的な任務に加え、選挙、文民警察、人権、難民帰還の支援から行政能力強化や復興開発までも任務とする複合的なPKOが増加しており、任務の多様化、複雑化の傾向が進んでいる。

要員数・予算額の増大は継続しており、2008年12月末現在、16件の国連PKOが展開する中、国連PKOに従事する軍事・警察要員数は90,000人を超え、国連PKO予算は70億米ドルを超えるに至っている。国連PKOをいかに効果的・効率的に実施するかが国際社会の大きな課題となっている。日本は1992年に制定された国際平和協力法（PKO法）に基づき、これまで11件の国連ミッションに延べ約5,000人の要員を派遣してきた。

2008年10月には、PKO法に基づき自衛官2名を国連スーダン・ミッション（UNMIS）司令部に派遣することを決定した。この結果、2008年12月末現在、PKO法に基づき国連ミッションに派遣されている要員は、国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）、国連ネパール政治ミッション（UNMIN）、国連スーダン・ミッション（UNMIS）の三つの国連ミッションに計53名となった。また、PKO法に基づき同年3月にネパール制憲議会選挙に24名の選挙

国連PKO等への派遣状況

（上位5か国、G8諸国及び近隣アジア諸国）

世界順位	国名	派遣人数
1位	パキスタン	11,135名
2位	バングラデシュ	9,567名
3位	インド	8,693名
4位	ナイジェリア	5,908名
5位	ネパール	3,920名
10位	イタリア	2,497名
13位	フランス	2,198名
14位	中国	2,146名
36位	韓国	394名
40位	ドイツ	327名
41位	英国	297名
44位	ロシア	271名
49位	カナダ	179名
67位	米国	91名
80位	日本	38名 ^{（注）}

（注）日本は、国連ミッションに53名を派遣しているが、このうち15名の自隊管理要員については、国連統計に含まれていない。
出典：国連ホームページ（2008年12月末現在）

監視要員を派遣した。国際社会の平和と安定は日本の安全と繁栄に不可欠であり、国連PKOを始めとする国際的な平和活動に一層積極的に取り組んでいく。

ロ 平和構築に向けたODA等による協力

ODA大綱や、「国際協力企画立案本部」が策定した「平成20年度国際協力重点方針」^{（注2）}は、「平和の構築」を重点課題の一つとして位置付けている。日本は、人間の安全保障の視点に立ち、紛争の予防や緊急人道支援とともに、紛争の終結を促進する支援から平和の定着や国づくり支援に至るまで、平和構築支援に積極的に取り組んでいる。

（イ）イラク

イラクについては、2003年10月に表明した最大50億米ドルのイラク復興支援のうち、紛争後のイラク国民の生活基盤の再建及び治安の改善に重点を置いた15億米ドルの無償資金協力については、表明額を超える16.9億米ドルにつき全使途を決定した。イラクの中期的な復興需要に対する円借款による支援については、最大35億米ドルの支援を実施することを決定し、2008年末までに、イラク側との協議や各種調査等を踏まえ、電力、運輸、石油、灌漑等の分野の12案件（総額約24.5億米ドル）に関する交換公文（E/N）の署名を行った。また、これらの復興支援に加えて、約60億米ドルの債務救済支援を表明し、実施してきている。こうした資金協力との一層の連携を図りつつ、技術協力による人材育成も継続している。

（ロ）アフガニスタン

アフガニスタンでは、2002年に発表した「平和の定着」構想に基づき政治プロセス・ガバナンス、治安の維持及び復興の三つの柱を中心に、2008年6月のアフガニスタンに関するパリ国際会議で5.5億米ドルの

（注2）「国際協力企画立案本部」が策定した「平成20年度国際協力重点方針」については、第3章第2節1.「国際協力の推進」を参照。

追加支援を表明するなど、これまで総額14.6億米ドルを超える支援を行ってきている。また、2月には、今後のアフガニスタンの国づくりに関する双方の援助枠組みである「アフガニスタン・コンパクト」の効果的な実施を確保するための共同調整モニタリングボード(JCMB)政務局長会合を開催した。このように日本の支援は幅広く展開しており、選挙支援や元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR: Disarmament, Demobilization and Reintegration)から難民・避難民の再統合支援、インフラ整備まで包括的な支援が行われている。

(ハ) アフリカ

日本は「平和の定着」を対アフリカ支援の柱の一つとして位置付け、支援を強化してきている。2008年5月、TICAD IVにおいて、人間の安全保障の確立の一環として

「平和の定着・良い統治の促進」を重点事項の一つとして取り上げ、継ぎ目のない支援やアフリカの平和維持能力の強化等の重要性を強調した。また、G8北海道洞爺湖サミットにおいても、首脳宣言において、アフリカに焦点を当てつつ、平和維持部隊による活動のための能力の構築に対する支援の強化を打ち出した。このように、平和維持能力の強化を重視する考えに基づき、2008年、国際開発計画(UNDP)との協力の下、アフリカ自身の能力向上を目的として、アフリカの平和構築にかかわる人材育成の要である5か所のPKOセンターに対する支援を行うこととし、また、アフリカの平和維持に重要な貢献を行っているマレーシアのPKOセンターに対しても支援を行うことを決定して、総額約18億円の拠出を行った。^(注3)



UNMIS司令部での会議に参加する日本からの派遣要員
(12月、スーダン 写真提供：内閣府国際平和協力本部事務局)

(ニ) 地雷や小型武器への対処

日本は、アジア、アフリカを中心とする紛争被害国において、人道上大きな問題となるのみならず、復興・開発活動を妨げる対人地雷・不発弾及び小型武器の廃棄・回収を積極的に支援している。最近では、例えば、ラオスにおいて、2008年から地雷・不発弾対策への支援(約2億1,900万円)を実施しているほか、コンゴ民主共和国、スーダン及びチャドにおいて、中央部及び

東部アフリカ諸国における地雷除去計画(9億9,700万円)を実施している。また、レバノンにおいても、日本が国連に設置した人間の安全保障基金を通じて、国連地雷対策支援信託基金(UNMAS)及びUNDPが実施する「地雷により影響を受けたコミュニティの社会的・経済的エンパワーメント：地雷と不発弾の脅威除去及び復興の促進プロジェクト」(約3億3,000万円)を支援している。

(注3) アフリカPKOセンターについては、第2章第7節「アフリカ」を参照。

(2) 知的貢献の強化—国連平和構築委員会

日本は、創立メンバーとして国連平和構築委員会の活動に貢献してきたが、平和構築分野全般における取組が各国から評価され、2007年6月に同委員会の第二代議長に就任し、2008年末までこれを務めた。同委員会は、紛争後の平和維持から復興・開発まで継ぎ目ない支援を行うことを目的とし、安全保障理事会及び総会と緊密に連動しつつ、関係諸機関や市民社会の知見も活用しながら、対象国の平和構築上の優先課題を特定し、支援を呼び込む役割を担っている。最初の対象国となったブルンジ及びシエラレオネ並びにその後対象国になったギニアビサウ及び中央アフリカ共和国について、日本は、これまでの平和構築支援の

経験と知見を最大限活用し、「人間の安全保障」の理念の共有を含め、これらの国における平和構築戦略の策定と実施にイニシアティブをとっている。また、同委員会は、目に見える具体的成果として、援助国に対し現地における支援を呼び掛けているが、日本は、例えばシエラレオネでは電力供給、ブルンジでは元兵士の社会復帰支援やインフラ整備、ギニアビサウでは選挙支援等、平和構築に不可欠な分野で具体的な支援を行っている。さらに、同委員会の活動を確固たるものにするため、新規検討対象国の拡大や安保理を始め関係機関との協力強化といった点についても、議長として議論をけん引した。



日本が無償資金協力により建設したサマーワ大型発電所の引渡しを喜ぶサマーワの子供たち（12月22日、イラク・サマーワ）

(3) 平和構築分野の人材育成事業

平和構築の分野における人材育成は、国際社会の大きな課題となっており、G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言でも、文民の平和構築能力の強化を打ち出している。日本が2007年から開始した「平和構築分野の人材育成事業」はまさにこの取組の一つであり、文民の平和構築の担い手の育成を通じ、中長期的視点から世界の平和構築への貢献を目指している。

事業初年度となる2007年度は、日本を含

むアジアの文民約30人を対象に、①国内研修、②海外実務研修、③就職支援を3本柱とする事業を実施した結果、事業修了生は、現在、スーダン、東ティモール等の世界各地の平和構築の現場で活躍している。2008年度も同規模で事業を実施し、さらに2009年度からは研修員数の増員、新たなコースの設置、研修期間の長期化など、本事業を拡充することとしている。

9. 軍縮・不拡散（科学技術・原子力分野の国際協力を含む）

【総 論】

軍縮・不拡散は、良好な安全保障環境を形成し、平和な世界をつくるために、日本が国際社会の一員として取り組むべき課題である。日本は、唯一の被爆国として、核兵器や紛争のない平和な世界の実現を目指し、一貫して国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化を訴えている。

2008年は、引き続き、北朝鮮及びイランの核問題を始め、国際的な核軍縮・不拡散体制が直面する種々の挑戦に、国際社会が一致して取り組むことが求められた。

日本の核軍縮・不拡散体制の維持・強化に向けた取組としては、G8北海道洞爺湖サミットにおける取組、日豪共同イニシアティブとして立ち上がった「核不拡散・核

軍縮に関する国際委員会」を含む2010年核兵器核不拡散条約（NPT）運用検討会議の成功に向けた取組及び核軍縮決議案の国連総会への提出等がある。同決議案は、過去最多の圧倒的多数を得て採択された。

また、生物兵器や化学兵器を禁止する条約の強化に取り組んだ。

さらに、通常兵器の軍縮・不拡散についても、国際的な規範の形成、その実施や制度の強化、地雷除去や小型武器回収といった被害国の現場でのプロジェクトの実施及び支援等に取り組んできた^(注1)。

科学面では、科学技術全般や原子力分野での二国間協力、多数国間協力を進めたほか、「科学技術外交」、「宇宙外交」を始動した。

【各 論】

(1) G8北海道洞爺湖サミットにおける成果

G8北海道洞爺湖サミットでは、日本は議長国として不拡散の問題を重要なテーマとして取り上げ、北朝鮮やイランの核問題の解決に向けて首脳レベルでの結束を確認し、国際社会に力強いメッセージを発出した。また、G8として、現在進行中の核兵器削減を歓迎するとともに、すべての核兵器国に対し透明性のある形での核兵器削減

を求めた。さらに、近年、国際的に関心が高まっている原子力エネルギーの利用についても議論し、日本の提案により、核不拡散／保障措置、原子力安全及び核セキュリティ^(注2)の確保のために、「3Sに立脚した原子力エネルギー基盤整備に関する国際イニシアティブ」^(注3)を立ち上げた。

(2) 核軍縮

4月から5月にかけてジュネーブにて開催された2010年NPT運用検討会議第2回準備委員会においては、核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用の分野について、また北朝鮮やイランの核問題等も含め、運用検

討会議の成功に向けた実質的な議論が行われた。また日本は、7月の日豪首脳会談での一致に基づき、オーストラリアと共に、世界の傑出した有識者による核不拡散・核軍縮に関する国際委員会^(注4)を設置した。

〔注1〕 軍縮・不拡散分野については、外務省が別途発刊する「日本の軍縮・不拡散外交」(外務省ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gun_hakusho/index.html)を参照。

〔注2〕 核セキュリティ：テロリスト等による核兵器の盗取や盗取された核物質を用いた核爆発装置の製造、汚い爆弾(放射性物質の発散装置)の製造等が現実とならないように講じられる措置のこと。なお、核セキュリティ確保については、本節3.「テロの防止、根絶のための取組」を参照。

〔注3〕 「3Sに立脚した原子力エネルギー基盤整備に関する国際イニシアティブ」：3Sとは核不拡散／保障措置(Non-proliferation／Safeguards)、原子力安全(Safety)及び核セキュリティ(Security)の3要素の頭文字をとって3Sと称し、この3Sの重要性に関する意識を国際的に高め、原子力エネルギーの導入に必要な3S及び関連する基盤整備を国際協力によって支援することを目的としたイニシアティブ。

〔注4〕 川口元外務大臣及びエバンス元オーストラリア外相が共同議長。

同委員会は、運用検討会議の成功に資するよう、現実的かつ実地的な行動指向型の報告書を提示することを目指し、10月にシドニーにおいて第1回会合を開催した。

日本は、2008年も国連総会に核軍縮決議案^(注5)を提出し、圧倒的支持を得て採択された。G8等の主要国との軍縮・不拡散に関する二国間協議も開催した。包括的核実験禁止条約(CTBT)^(注6)の発効促進について、9月にニューヨークにおいて第4回フレンズ外相会合が開催された際、川口順子政府代表(元外務大臣)が未批准国・未署名国に対し早期の批准を呼び掛けた。

ジュネーブ軍縮会議(CD)では、1996年以来、多数国間の軍縮条約に関する実質的交渉が行われていない。2008年には、議長を務める6か国大使により、カットオフ条約^(注7)の交渉開始を含めたCDの作業に関する提案がなされたが、加盟国の同意を得られなかった。3月には中山外務大臣政務官がCDに出席し、停滞の打開と同条約交渉の早期開始を訴えた。

米露間では、モスクワ条約の下で、配備戦略核弾頭数が引き続き削減されるとともに、現在START-I^(注8)後継条約について交渉が行われている。また、2008年には英仏両国もそれぞれ核軍縮への取組を表明した。

NPT未加入のインド、パキスタン^(注9)及びイスラエルに対しては、引き続き、粘り強くその加入を働き掛けていく必要があり、10月の日印首脳会談、5月の日・パキスタン外相会談等の機会に働き掛けを行った。

インドに対する国際的な民生用原子力協力については、8月1日に開催された国際原子力機関(IAEA)特別理事会において

インド・IAEA保障措置協定案が承認され、9月4日から開催された原子力供給国グループ(NSG)臨時総会において、NSGガイドラインからのインドの例外化に関する「インドとの民生用原子力協力に関する声明」が採択された。日本は、NPTに加入していないインドへの原子力協力が国際的な核不拡散体制に与え得る影響、アジア最大の民主主義国家であり新興市場経済国でもあるインドの重要性、インドによる原子力の平和的利用が、地球温暖化対策に貢献し得る意義という観点を踏まえ、特に唯一の被爆国として、インドによる核実験モラトリアムの継続を重視しつつ議論に参加した。NSG臨時総会における厳しい議論・交渉の結果、インド例外化の決定は、インドの核実験モラトリアムの継続を始めとして民生用の原子力施設へのIAEA保障措置の適用、NSGガイドラインの遵守を含む厳格な輸出管理の実施等のインドのコミットメント及び行動に基づくものであることが明確にされ、また、これらを通じて、インドに対する不拡散措置が現在より強化され、イ



「第20回国連軍縮会議inさいたま」において歓迎の挨拶を行う
柴山外務大臣政務官(8月27日、さいたま市)

(注5) 日本は、1994年以降毎年、核廃絶に向けた漸進的・現実的アプローチにのっとり、「全面的核廃絶」に向けた核軍縮決議案を国連総会に提出し、国際社会の圧倒的支持を得ている。2008年は、核軍縮決議案「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」を提出し、国連総会で賛成173、反対4(米国、インド、北朝鮮、イスラエル)、棄権6の圧倒的多数(1994年以降、過去最多の賛成)の支持を得て採択された。

(注6) 地下核実験を含むあらゆる「核兵器の実験的爆発又は他の核爆発」を禁止する条約。1996年国連総会にて採択。現時点では未発効。2008年末現在、批准国数148か国(署名国数180か国)。

(注7) 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT:Fissile Material Cut-off Treaty)。核兵器及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質(プルトニウム及び高濃縮ウラン等)の生産を禁止する条約。1993年9月にクリントン米国大統領によって提案された。

(注8) 「第1次戦略兵器削減条約(Strategic Arms Reduction Treaty I)」。大陸間弾道ミサイル(ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)及び重爆撃機の運搬手段の総数、配備される戦略核爆弾頭数の総数等を制限する米ソ(露)間の条約。1994年12月に発効し、2001年12月に米露両国は義務の履行を完了した。条約の有効期限は発効から15年後の2009年。

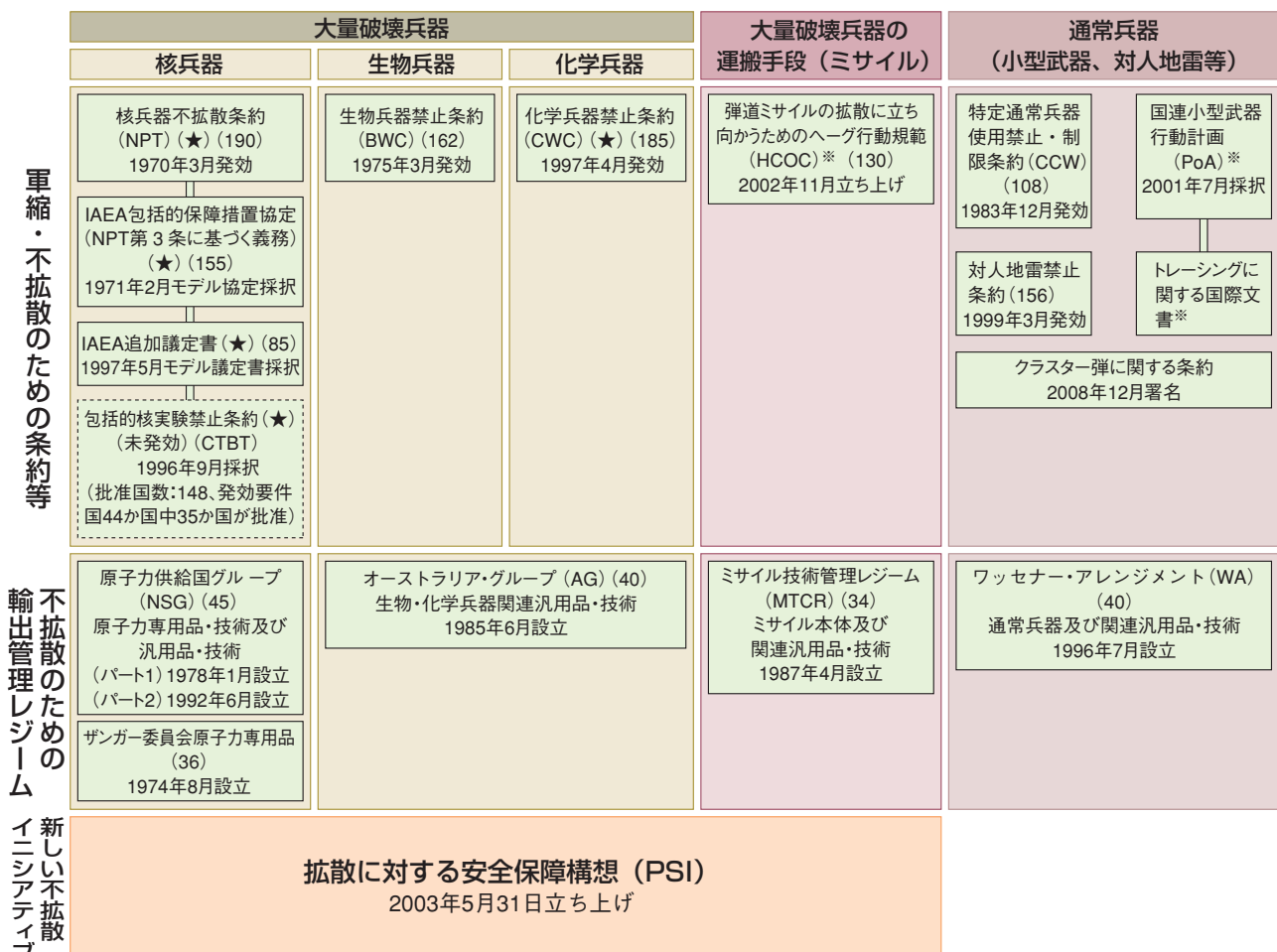
(注9) パキスタンでは2004年2月に「核開発の父」と呼ばれるカーン博士を含む科学者が、核関連技術の国外流出にかかわっていたことが明らかになった。これは国際社会の平和と安定、核不拡散体制を損なうものであるとともに、流出先の一つと見られている北朝鮮への流出は、日本の安全保障上の重大な懸念である。日本はパキスタンに対し、累次の機会に遺憾の意を伝えるとともに、本件に関して日本に情報を提供し、再発防止策を講ずるよう強く求めている。

ンドの原子力活動の透明性が高まるとともに、国際的な核不拡散体制の外にいるインドによる更なる不拡散への取組を促す契機となると考えられたことなどから、大局的な観点からぎりぎりの判断として、日本は同声明に関するコンセンサスによる採択に

加わった^(注10)。

日本は核軍縮・不拡散と日本海周辺の環境汚染防止の観点から、日露非核化協力委員会を通じてロシア極東地域に残された退役原子力潜水艦の解体支援^(注11)を実施するなどしている。

大量破壊兵器、ミサイル及び関連物質等の軍縮・不拡散体制の概要



（注1）図表中の（★）は検証メカニズムを伴うもの。

（注2）（ ）内の数字は2008年12月現在の締結、批准、加盟国数。

（注3）通常兵器に関しては、このほかに移転の透明性向上を目的とする国連軍備登録制度が1992年に発足。

（注4）※は政治的規範であって法的拘束力を伴う国際約束ではない。

（3）不拡散

イ 地域の不拡散問題

北朝鮮の核・ミサイル等をめぐる問題は、日本のみならず国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、特に核問題は

核兵器不拡散条約（NPT）に対する重大な挑戦である。2002年10月に北朝鮮がウラン濃縮計画の保有を認めたことを契機として、北朝鮮の核問題が深刻化^(注12)し、北朝

（注10）なお、2008年末現在、フランス、米国、ロシアの3か国がインドとの間の民生用の原子力協力協定に署名している。

（注11）本事業は2002年6月のG8カナダサミットにおいて、大量破壊兵器及びその関連物質の拡散防止を主な目的として、首脳レベルで一致を見た「G8グローバル・パートナーシップ」の一環として実施されているもの。「希望の星」と命名されている。

（注12）2003年1月には、北朝鮮はNPTから脱退することを通告し、その後、北朝鮮は、「合意された枠組み」の下で凍結していた5MWの実験炉を再稼働させ、使用済燃料の再処理を再開した。

鮮によるテポドン2を含む7発の弾道ミサイルの発射（2006年7月）、核実験実施発表（同年10月）に至った。2008年においては、2007年10月の六者会合成果文書「共同声明の実施のための第二段階の措置」を受け、寧辺の三つの核施設（5MW実験炉、再処理工場及び核燃料棒製造施設）の無能力化活動が継続されたほか^(注13)、6月には北朝鮮の核計画についての申告が提出された。7月の六者会合首席代表者会合では、朝鮮半島の非核化を検証するため、六者会合の枠組みの中に検証メカニズムを設置することで一致したが、12月の首席代表者会合においては北朝鮮との立場の違いが埋まらず、検証の具体的枠組みに関し合意は得られなかった。日本は、2005年9月の六者会合共同声明に明記された北朝鮮の「すべての核兵器と既存の核計画の放棄」に向けた措置が着実に実施されるよう、引き続き関係国と共に努力していく考えである（北朝鮮問題への対応の詳細については、第2章第1節1.「朝鮮半島」を参照）。

イランの核開発問題は、国際的な安全保障を揺るがしかねない問題であり、国際的な核不拡散体制への重大な挑戦となっている。イランは、過去約18年間にわたり、IAEAに申告せずに拡散上機微な核活動を行い、2003年以降、累次のIAEA理事会決議により、信頼回復のために濃縮関連・再処理活動の停止等を求められてきた。イランは一旦はこれに応じたものの、ウラン濃縮関連活動を再開したため、2008年末までに国連安保理は、これらの要求事項を国連憲章第7章下で義務付け、またその遵守を

求める計5本の決議^(注14)を採択した。2008年を通じてイランの核活動の軍事的側面の可能性に関する「疑わしい研究」の解明に向け、イランとIAEAとの間で協議が断続的に行われたが、イランの核活動の経緯はいまだ明らかになっていない点もある。イランは自らの核活動が平和目的であるとしているが、濃縮関連活動は、軍事転用を防ぐための措置が十分にとられない限り、核兵器開発能力の獲得につながりかねないとの疑念を伴うものであり、イランは、2008年を通じて、国連安保理決議に反し、濃縮関連活動を継続・拡大するなど、依然として国際社会の信頼は得られていない。日本は、イランの核開発問題を深刻に懸念しており、関係各国と緊密に協力しつつ、安保理決議の要求事項に応じ、問題の平和的・外交的解決を実現するよう、イランに対し粘り強く働き掛けている（第2章第6節「中東と北アフリカ」を参照）。

ロ 大量破壊兵器等の拡散防止の取組

日本は、不拡散体制の強化のための外交努力を行っている。

国際原子力機関（IAEA）^(注15)は、原子力の平和的利用の促進と原子力の軍事的利用への転用防止を目的とする国際機関であり、日本はIAEA指定理事国^(注16)としてその活動に人的・財政的貢献を行っている。IAEAの保障措置^(注17)は、核物質等が兵器目的に資するような方法で利用されないよう確保するための検認制度であり、国際的な核不拡散体制の中核的な措置である。日本は、より多くの国が追加議定書^(注18)を締結

(注13) 8月から9月にかけて、北朝鮮は、寧辺の核施設の無能力化作業を中断し、これに逆行する対応をとり始めたが、米国によるテロ支援国家指定の解除を受けて三つの核施設（5MW実験炉、再処理工場及び核燃料棒製造施設）の無能力化作業を再開。

(注14) 国連安保理決議第1696号（2006年7月31日採択）、決議第1737号（2006年12月23日採択）、決議第1747号（2007年3月24日採択）、決議第1803号（2008年3月3日採択）及び決議第1835号（2008年9月27日採択）を指す。決議第1696、1737、1747、1803号は、国連憲章第7章下で、イランに対し、すべての濃縮関連・再処理活動及び重水関連計画の停止、未解決の問題の解決等のため、IAEAに対するアクセス及び協力を提供することを義務付け、また、追加議定書の迅速な締結を要請している。さらに決議第1835号において、イランに対しこれら4本の決議の義務を遅滞なく遵守するよう求めている。5本の決議のうち、決議第1737、1747、1803号は、核関連物資の対イラン禁輸やイランの核・ミサイル関連個人・団体の資産凍結等の憲章第7章41条下のイランに対する制裁措置を含んでいる。

(注15) 1957年に設立、事務局はウィーンに所在。最高意思決定機関は全加盟国で構成される総会。また総会に対して責任を負うことを条件に、35か国で構成される理事会が、IAEAの任務を遂行する権限を有する実質的な意思決定機関として機能している。2008年12月現在145か国が加盟。

(注16) IAEA理事会で指定される13か国で、日本を始めG8等の原子力先進国のこと。

(注17) IAEAが各国と個別に締結した保障措置協定に基づき、「査察」等の手段により検認活動を行うもの。NPT締約国たる非核兵器国は、NPT第3条に基づき、IAEAとの間で保障措置協定を締結し、国内のすべての核物質について保障措置を受け入れること（包括的保障措置）が求められている。

(注18) 包括的保障措置協定に追加してIAEAとの間で各国が締結する議定書。この締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲が拡大されるなど、検認活動が強化される。2008年12月現在、88か国が締結。

するよう、様々な協議の場で各国に締結を求めるほか、IAEAと協力し、追加議定書締結に向けた地域セミナーへの人的・財政的支援を実施してきている。また、日本は、保障措置の効率化の観点から、「統合保障措置」^(注19)がより多くの国に適用されることが重要と考えている。

輸出管理レジームとは、兵器やその関連汎用品の供給能力を持ち、かつ不拡散に同意する国々による輸出管理の協調のための枠組みであり、核兵器、生物・化学兵器、ミサイル、通常兵器のそれぞれに関する輸出管理レジームが存在する。また弾道ミサイルに関して、その開発・配備の自制などを原則とする弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのヘーグ行動規範(HCOC)^(注20)がある。日本はこれらすべてに参加・貢献している^(注21)。

日本はまた、「拡散に対する安全保障構想(PSI)」^(注22)に積極的に参加している^(注23)。

日本は、PSIの発展の方向性について議論するため、5月にPSI5周年記念会合(於：ワシントン)に参加するとともに、9月には、ニュージーランドで初めて開催されたPSI海上阻止訓練に参加し、訓練の成功に貢献した^(注24)。

核燃料供給保証とは、非商業的理由による核燃料の供給途絶が起こらない仕組みを構築して供給不安を解消し、もってウラン濃縮等の機微技術獲得の動機を低下させ核不拡散を促進しようとする考えであり、各国から様々な提案がなされている^(注25)。

このほか、日本は、不拡散体制への理解促進と取組の強化を目指し、他国への働き掛けを行っており、2003年度からアジア不拡散協議(ASTOP)^(注26)を、また、1993年度から、アジア輸出管理セミナー^(注27)をそれぞれ開催するなど、拡散問題に対する地域的取組の強化を率先して進めている。

(4) 原子力の平和的利用のための国際的な枠組み

近年のエネルギー需要の拡大や地球温暖化問題を背景に、発電過程で温室効果ガスを排出せず、比較的安定して電力を供給できる原子力発電が再評価されており、その拡充及び新規導入を検討する国が増加している(「原子力カルネサンス」)。一方で、原子力発電に利用される技術や機材、核物質は軍事転用が可能であり、核拡散、核テロリズム及び原子力事故といった危険への対

応が国際社会の大きな課題となっている。よって、原子力発電の利用には、透明性と信用の確保が不可欠である。日本は、「3Sに立脚した原子力エネルギー基盤整備に関する国際イニシアティブ」の下、適切な原子力の平和的利用の支援に積極的に取り組んでおり、8月には、東南アジア諸国を対象に、「原子力発電導入に関する3Sアジア地域セミナー」をベトナムで開催した。ま

(注19) 包括的保障措置協定及び追加議定書双方の下で利用可能な保障措置手段を最適に組み合わせ、査察回数制限などにより保障措置の効率性を図るもの。追加議定書の実施を通じ、「未申告の原子力活動及び核物質の不存在」の結論がIAEAから得られた国を対象とする。これまでこの「結論」が出された国は、2008年のIAEA保障措置報告書によれば、日本を含め47か国。日本については2004年以降同「結論」が維持されている。

(注20) HCOC(Hague Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation)：HCOCは、2002年に採択された弾道ミサイル不拡散についての初めての国際的政治合意(法的拘束力は持たない)。2008年末現在130か国が参加。

(注21) 例えば、日本は在ウィーン国際機関代表部が原子力供給国グループ(NSG)の事務局機能を引き受けている。

(注22) PSI(Proliferation Security Initiative)：PSIは、大量破壊兵器等の拡散阻止のため各国が国際法・各国国内法の範囲内で共同してとり得る措置を検討・実施するための取組で、2003年5月に発足。各国は、活動の基本原則を定めた「阻止原則宣言」を支持する方法で参加表明を行う。活動に際しては、特定の事態や対象国を想定はしない。2008年12月現在90か国以上が、同宣言を支持し、PSIの活動に参加・協力している。

(注23) 日本主催のPSI海上阻止訓練としては、これまで2004年10月に相模湾沖及び横須賀港内において「Team Samurai 04」を、2007年10月に伊豆大島沖及び横浜港、横須賀港にて「Pacific Shield 07」を主催。このほか、関連会合及び他国主催訓練にも積極的に参加している。

(注24) 2008年9月12日から19日にかけて、ニュージーランドのオークランドにてPSI海上阻止訓練「MARU」が開催された(「MARU」はマオリ語で「防ぐ」の意味)。日本からは、外務省のほか、海上自衛隊の航空機や警察・税関の検査チーム等が参加。

(注25) 日本も2006年9月のIAEA総会において、「IAEA核燃料供給登録システム」に関する提案を行った。

(注26) ASTOP(Asian Senior-level Talks on Non-Proliferation)：ASEAN10か国、日、中、韓、米、豪、加、NZが参加し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行うもの。最近では第5回会合を2008年4月に開催。

(注27) アジア諸国政府の輸出管理担当者、民間企業、研究者等を日本に招待して、日本を始めとする輸出管理先進国の取組を紹介するとともに、アジア地域における輸出管理強化の意義を共有するもの。最近では2009年2月に第16回セミナーを開催。

た、多数国間の協力の枠組みを通じ3S確保の重要性を国際社会の共通認識とするための外交を展開している。

ロシア及びカザフスタンとの間で2007年からは、原子力協定締結交渉を継続して実施している。

(5) 生物兵器、化学兵器

イ 生物兵器

生物兵器禁止条約（BWC）^(注28) は、生物兵器の開発・生産・保有等を包括的に禁止する唯一の多数国間の法的枠組みであるが、条約の実施を確保する手段に関する規定が十分でないため、条約をいかに強化するかが課題となっている。

2006年の第6回運用検討会議において、条約の強化のために、次回運用検討会議（2011年）までの年次会合プロセスが決定された。2008年は、8月の専門家会合及び12月の締約国会合で「バイオセーフティ・バイオセキュリティの向上」と「バイオ科学技術の悪用予防」について議論された。日本は、専門家会合において作業文書の提出やプレゼンテーションを行い、議論の活性化に貢献した。

ロ 化学兵器

化学兵器禁止条約（CWC）^(注29) は、化学兵

器の生産・保有・使用等を包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めるとともに、条約の遵守を検証制度（申告と査察）により確保するものであり、大量破壊兵器の軍縮に関する条約としては画期的な条約である。

4月には、第2回運用検討会議が開催され、今後5年にわたる活動の方向性が定められ、また、12月には、第13回締約国会議が開催され、渋谷實駐オランダ大使が議長を務めた。

日本は、締約国の国内実施措置強化及び普遍化促進（締約国数の増加）の課題に対し、主としてアジア地域諸国を対象として取り組んでおり、2008年は、カンボジア及びラオスでセミナーを開催した。また日本は、CWCに基づき、中国に遺棄された旧日本軍の化学兵器について、国内の老朽化化学兵器と同様に、廃棄義務を負っており、中国と協力しつつ、一日も早い廃棄の完了を目指して最大限の努力を行っている。

(6) 通常兵器

イ クラスター弾^(注30)

クラスター弾の不発弾等による人道上の懸念については、特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）の枠組みで議論されてきたが、2007年2月、ノルウェーがその枠外で国際会議を開催し、クラスター弾を禁止する国際約束を2008年中に策定する旨のオスロ宣言を発出した。その後一連の国際会議での交渉を経て、2008年5月にダブリンで開催された会議でクラスター弾に関す

る条約が採択され、12月にオスロで署名式が行われ、日本も条約に署名した。一方、CCWの枠組みにおけるクラスター弾に関する交渉は継続されている。

日本は、クラスター弾の人道上の問題を深刻に受け止め、これまで被害国において被害者支援を含む不発弾対策支援を実施してきた。今後はこうした支援に加え、クラスター弾の主要な生産国及び保有国がクラスター弾に関する実効的な国際約束に参加

^(注28) 1975年3月発効。生物兵器の開発、生産、貯蔵、取得及び保有を包括的に禁止するとともに、保有する生物兵器の廃棄義務を規定する。締約国数は162か国（2008年12月現在）。

^(注29) 1997年4月発効。締約国数は185か国（2008年12月現在）。

^(注30) 一般的に、航空機等から投下、発射される容器の中に複数の子弾を内蔵した弾薬のこと。不発弾による民間人の被害が問題となっている。

するよう、積極的な貢献を行っていく。

ロ 小型武器

近年、国際社会には過剰な小型武器が存在し、大きな問題となっている。日本は、7月の国連小型武器行動計画隔年会合や、12月に国連総会で採択された決議で、議論の進展に貢献した。

また、日本は「西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）諸国の小型武器管理計画」など、被害国での小型武器対策プロジェクトを支援している。

ハ 対人地雷問題

日本は、国際社会全体での実効的な対人地雷の禁止と、被害国への地雷対策支援の強化を「車の両輪」として包括的な取組を

推進している。前者については、より多くの国が対人地雷禁止条約（オタワ条約）^(注31)を締結するように、アジア太平洋地域の未締結国を中心に働き掛けを行っている。後者については、1998年以降、地雷対策のため、30か国以上に350億円を超える支援を実施している。例えば、2008年、コンゴ民主共和国、スーダン及びチャドに対し、地雷除去及び地雷回避教育活動等のため約10億円の支援を実施した。

ニ 武器貿易条約（ATT）構想^(注32)

2008年、日本を含む28か国の政府専門家会合で本件構想が議論された。その結果を踏まえた決議が国連総会で採択され、2009年から本格的な議論が行われる。厳格な武器移譲管理を行ってきている日本は、この構想に積極的に参加している。

(7) 科学技術分野の国際協力

2008年は、科学技術と外交を連携し相互に発展させる必要性を指摘した5月の総合科学技術会議の提言も踏まえ、6月に初のG8科学技術大臣会合を開催し、また、日本と開発途上国が地球規模課題に対する共同研究を進める際のODA支援の枠組みを設けるなど、日本は「科学技術外交」の取組を始動した。

二国間では、日本は、科学技術協力協定に基づく政府間会合等を通じ、意見・情報交換や、共同研究案件を協議している^(注33)。

多数国間の国際協力として、エネルギー分野では、将来のエネルギー源として期待される核融合に関し、日本は国際共同プロジェクトであるイーター（ITER、国際熱核融合実験炉）計画を各国と推進し、第2回理事会を6月に青森で主催した。

宇宙分野では、8月に宇宙基本法が施行され、新設の宇宙開発戦略本部の下で、宇

宙開発利用を総合的に推進するとともに、「宇宙外交」を推進することとなった。日本は、国連宇宙空間平和利用委員会に参加し、国際的な法的枠組みづくりを進めるとともに、国際宇宙基地協力計画（ISS計画）に参加し、2008年には日本初の有人実験棟「きぼう」の中核部分を2回打ち上げた。

地球科学分野では、日本は各国と協力し、アルゴ計画（高度海洋監視システム）^(注34)、統合国際深海掘削計画（IODP）、地球観測に関する政府間会合（GEO）での全球地球観測システム（GEOSS）10年実施計画などに取り組んでいる。

不拡散分野では、ソ連崩壊に伴う大量破壊兵器関連技術の拡散防止のための国際科学技術センター（ISTC）に参加し、旧ソ連諸国で大量破壊兵器の研究開発に従事していた研究者等の民生転換を支援している。

（注31）対人地雷の使用、生産等を禁止し貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去等を義務付ける条約で、1999年3月に発効した。2008年12月現在の締約国数は、日本を含め156か国。

（注32）ATT：Arms Trade Treaty。武器の輸出、輸入及び移譲を管理し、「責任ある」貿易を確保する法的拘束力のある国際共通基準を作成しようとする構想。

（注33）2008年には、中国、フィンランド、オーストラリア、イスラエルとの間で会合を開催した。

（注34）海面から水深2,000mまでの水温・塩分データを観測・通報するフロートを全世界で3,000個以上展開する海洋監視システムの構築計画。